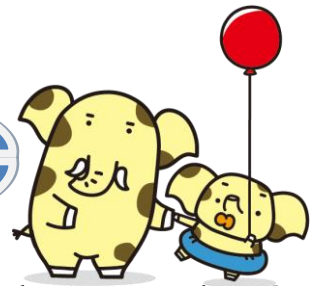


新座市

令和 9 年度



幼稚園・保育園・小規模保育施設・認定こども園のご案内

幼稚園・認定こども園（教育）を希望する方の申請方法 → 2ページへ

申請場所 利用を希望する施設へ申請してください。

申請期間 利用を希望する施設にご確認ください。

※幼稚園では預かり保育を実施しておりますので、保育園等を希望する方も併せてご検討ください。

保育園・認定こども園（保育）・小規模保育施設を希望する方の申請 → 8ページへ

申請場所 市役所本庁舎2階保育課【出張所、各保育施設で受付できません。】

※令和9年4月入所【1次選考】の申請は、郵送又は電子による申請受付を原則とします。

令和9年4月1日入所の申請期間

【1次選考】郵送・電子受付：令和8年9月1日（火）から11月19日（木）まで《保育課必着》

窓口受付（予約制）：令和8年11月16日（月）から11月19日（木）まで

受付時間 … 午前9時～午後4時 ※予約の取扱いについて→13ページへ

【2次選考】郵送・電子受付：令和9年1月4日（月）から1月29日（金）まで 《保育課必着》

窓口受付：令和9年1月4日（月）から1月29日（金）まで ※土日・祝日を除く

受付時間 … 午前9時～午後4時

令和9年5月1日入所以降の申請期間

希望月の前々月6日から前月5日まで【5日が閉庁日に当たる場合は、その次の開庁日まで】。

締切日以降に到着した申請については、次回の入所選考から審査の対象となります。

入所月	申請期間	入所月	申請期間
5月	令和9年3月8日（月）～4月5日（月）	10月	8月6日（金）～ 9月6日（月）
6月	4月6日（火）～5月6日（木）	11月	9月7日（火）～10月5日（火）
7月	5月7日（金）～6月7日（月）	12月	10月6日（水）～11月5日（金）
8月	6月8日（火）～7月5日（月）	1月～3月	選考なし
9月	7月6日（火）～8月5日（木）		

△保育所等の利用が本当に必要な時期にご申請ください

・内定辞退は、おやめください。

※他のお子さんの入所の機会が失われるほか、内定先の保育施設の運営に支障が出ます。

【お願い】

- ・保育施設を申請する方は、案内をよくお読みになった上でお申込みください。
- ・国等の新制度の取扱いによっては、案内に変更が生じる場合があります。

新座市役所（本庁舎2階）保育課 入所係

住所 〒352-8623 新座市野火止一丁目1番1号

電話 048(477)2779（直通）

○ 教育・保育施設

新座市の教育・保育施設は次のとおりです。
これらの施設の利用を希望する場合は、本案内に従って手続きください。

幼稚園 (3歳～5歳)	認定こども園 (0歳～5歳)	保育園 (0歳～5歳)	小規模保育施設 (0歳～2歳)
小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校です。新制度移行幼稚園と私学助成幼稚園があります。	幼稚園と保育園の機能を兼ね備え、教育と保育を一体的に行う施設です。	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設です。	原則19人以下の少人数の単位で0歳児から2歳児までを預かる事業です。

○ 令和9年度新規入所までの流れ

幼稚園・認定こども園（教育利用）の場合

1
幼稚園又は認定こども園に直接申込みます。

2
幼稚園又は認定こども園と利用契約後、入園します。

※新制度に移行した幼稚園及び認定こども園を利用する場合、入園申込みにあわせて**教育・保育給付認定**（1号認定）の申請をする必要があります。申請は各幼稚園・認定こども園で受け付けます。

※私学助成幼稚園を利用する場合、入園申込みにあわせて**施設等利用給付認定**（1号又は2号（3号）認定）の申請をする必要があります。申請先は各幼稚園です。

※保育園、小規模保育施設、認定こども園（保育利用）を併願することもできますが、申込先が異なります。幼稚園、認定こども園（教育利用）は各幼稚園・認定こども園に、保育園、小規模保育施設、認定こども園（保育利用）は市にそれぞれ行ってください。

・・・詳細は2ページへ

保育園・小規模保育事業・認定こども園（保育利用）

- 1 保育課窓口・市内保育園等で教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書を配布します。
- 2 保育課窓口で教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書を受付けます。
- 3 教育・保育給付認定の可否の決定と保育所等の入所選考を行います。
- 4 教育・保育給付認定の結果通知と入所選考の結果を郵送します。
- 5 保育施設と面談を行い、利用契約を行います。
- 6 施設の利用開始となります。毎月1日が利用開始日となります。
- 7 慣れ保育が始まります。利用開始日より前に、慣れ保育をすることはできません。

※入所選考について

施設の定員を超え、全ての方の受入れができない場合、市が定める基準（33ページの保育施設入所選考基準）により保育指数を決定し、その指数の高い方から利用者を内定します。

なお、申込みに必要な書類の提出がない場合は、保育指数の一部が加算されない場合があります。

・・・詳細は8ページへ

幼稚園・認定こども園（教育利用） のご案内



新座市イメージキャラクター
ゾウキリン

～目次～

- 幼稚園・認定こども園（教育利用） 3
- 利用料 3
- 認定手続 4
- 幼稚園の預かり保育 5
- 市内の幼稚園・認定こども園の配置 7

○ 幼稚園・認定こども園（教育利用）

新座市内には私立幼稚園10園、認定こども園1園があり、「新制度移行幼稚園」、「私学助成幼稚園」、「認定こども園」の3種類に分かれています。

入園を希望する場合は、施設へ直接入園申請をする必要があります。保育料等は施設により異なります。各施設にそれぞれ特色がありますので、入園をご検討される方は、直接施設にお問い合わせください。

市内幼稚園の施設類型（市外に所在する施設については、所在地自治体にご確認ください）

施設類型	幼稚園名
新制度移行幼稚園	第一新座幼稚園、こぼとの森幼稚園、明彩幼稚園、わかのび幼稚園、片山幼稚園、十文字女子大附属幼稚園、大和田しらかば幼稚園（令和9年4月から移行）
私学助成幼稚園	かきの木幼稚園、美鈴幼稚園、なみきの幼稚園
認定こども園	第二新座幼稚園

○ 利用料

補助の範囲 ※1

施設類型	対象者	補助金額
新制度移行幼稚園 認定こども園（教育利用）	教育時間 (保育料) 満3歳児・3歳児・4歳児・5歳児	各施設が設定する保育料（※金額については、各施設の案内を確認してください。）
私学助成幼稚園	教育時間 (保育料) 満3歳児・3歳児・4歳児・5歳児	月28,000円
幼稚園等の預かり保育 ※2	保育の必要性がある 3歳児・4歳児・5歳児 ※4	実際の利用日数 ×490円と 幼稚園等に支払った 金額を比較して少ない方の額 ※3
	保育の必要性がある 満3歳児（非課税世帯のみ） ※5	

※1 原則として、幼稚園・認定こども園（教育利用）を利用する方は、認可外保育施設等やファミリー・サポート・センター事業等の他施設・サービスを併用した場合の利用料は無償化されません。

※2 例外として、幼稚園等の預かり保育の実施時間等が少ない場合（教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満）、預かり保育のほかに認可外保育施設等の利用が無償化の対象となります（預かり保育の月額上限額から預かり保育利用分の無償化対象額を差し引いた額が上限）。現在新座市内の幼稚園・認定こども園で対象の施設はありません。

※3 幼稚園等に支払った額と月額上限490円×利用日数を比較して少ないほうの額が補助されます。

例) 1か月で預かり保育を20日利用、施設に利用料1万5千円を支払った→9,800円の補助。

（※4：最大で月12,300円、※5：最大で月17,700円までが上限です。）

<注意事項>

- ・実費で徴収している費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は、無償化の対象外となります。
- ・年収360万円未満相当世帯及び小学校第3学年までの子どもから順に数えて第3子以降の子どもの副食費については、補助の対象となります（上限あり）。該当の方には市から通知します。

○ 認定手続

無償化の対象となるために必要な認定

- ◆ 幼児教育・保育の無償化を受けるためには、「教育・保育給付認定」と「施設等利用給付認定」のいずれか又は両方の認定を受ける必要があります。児童の年齢、利用を希望する施設・事業に応じて、受ける必要がある認定は異なります。
- ◆ 入園内定後、施設から認定申請書類が配布されますので、ご記入の上、各施設へご提出ください。
- ◆ 一部の認定については、保育の必要性（保護者の就労・就学や親族の介護、保護者本人の疾病などの一定の事由）があることが要件となり、保育の必要性を証する書類の提出が必要な場合があります。

施設・事業		必要な認定	保育の必要性
新制度移行幼稚園 認定こども園（教育利用）	教育時間	<u>教育・保育給付1号認定</u>	不要
	預かり保育時間	<u>教育・保育給付1号認定</u> 及び <u>施設等利用給付2号・3号認定</u> (年齢により異なる)	要
私学助成幼稚園	教育時間	<u>施設等利用給付1号認定</u>	不要
	預かり保育時間	<u>施設等利用給付2号・3号認定</u> (年齢により異なる)	要

※原則は、認定日を申請日以前に遡ることができないため、余裕をもって申請してください。添付書類の取得に時間がかかる場合は、認定希望日を記載の上、申請書を先行してご提出ください。

保育の必要性がある場合の添付書類※保護者全員分必要です。

DL 可の市指定の様式は
こちらからダウンロード
可能です。



No.	保育の必要性の事由	保育の必要性を証するための添付書類
1	居宅外で就労している方 (予定を含む)	就労証明書DL可【市指定の様式】 就労内定の場合はその証明を受けてください。
2	自営の方（自宅外自営、親 族経営等の自営を含む）	(1) 就労証明書DL可【市指定の様式】 (2)自営の確認ができる証明（確定申告書の写し、開業届出書の写し、営業証明書の写し等。自営業専従者及び家族従業者の場合は、事業主の確定申告書の写し等をご準備ください。）
3	出産前後の方（出産月の前 後2か月に限る）	母子健康手帳の写し（氏名が記載された表紙及び分娩予定日が記載されているページ）
4	学校に在学中の方 ※(1)及び(2)を提出	(1) 在学証明書（学生証、合格通知書等）の写し（在学期間がわかるもの） (2) 1週間の授業日数及び時間が分かる書類（授業のカリキュラム等）
5	病気・障がいの方	診断書DL可【市指定の様式】 又は障がい者手帳の写し
6	介護・看護している方 ※(1)及び(2)を提出	(1) 介護・看護状況申告書DL可【市指定の様式】 (2) 被介護者・看護者の診断書（任意の様式で可）又は障がい者手帳の写し
7	求職中の方	求職活動状況申告書兼就労誓約書DL可【市指定の様式】

※保育の必要性の事由がNo.1 及びNo.2 就労の場合、月52時間以上かつ月12日以上¹の勤務が要件となります。
(No.4 就学、No.6 介護・看護も月52時間以上かつ月12日以上¹が要件)

※太字の添付書類は、市指定様式で提出する必要があります。市ホームページからダウンロード可能です。

幼稚園の預かり保育について

市内各幼稚園では、教育時間の前後に預かり保育を実施しており、保護者の就労等の理由で利用することもできます。「うちは共働きだから、幼稚園には預けられない…」とお考えの方、ご家庭の就労条件に合う幼稚園が見つかるかもしれませんので、幼稚園の利用を検討してみてはいかがでしょうか。

利用方法等の詳細につきましては、各施設に直接お問い合わせください。



実施時間（平日）		料金		長期休業日の実施等								
第一新座幼稚園 ★新座市私立幼稚園長時間預かり保育事業実施園												
◇7時30分 ～9時 ◇保育終了 ～18時30分			満3歳児	3～5歳児	夏季	冬季	春季	※園の指定した日のみ実施 ※年度により実施日数は変動 します。※令和8年度実績 ※満3歳・3歳児クラスは、 ならし保育があります。				
	◆1日保育		1,130	890								
	◆午前（半日）保育		1,740	1,380								
	月極 預かり 保育	新座市在住	10,500	8,400	22日	6日	8日					
		新座市外在住	13,500	11,400	実施時間		7時30分～18時30分					
◆長期休み1日保育※月極預 かり保育を申し込んでいない方		2,680	2,120	料金		通常時と同じ。						
片山幼稚園 ★新座市私立幼稚園長時間預かり保育事業実施園												
7時～9時 14時から18時	◆新座市在住で新2号認定の方 長時間預かり保育：7,000円/月 ◆新座市外在住で新2号認定の方 月極預かり保育：13,000円/月 ◆臨時：300円/30分 ※満3歳児の預かり保育実施あり				夏季	冬季	春季	※春季実施日の4月分は未定 （表記は3月分のみ）				
					20日	8日	7日					
									実施時間		7時～18時	
									料金		通常時と同じ。 臨時：3,000円/日	
かきの木幼稚園												
①8時～8時30分 ②14時～18時	①：300円/日 ②：300円/時間・400円/時間（17時以降） ※利用時間、日数により別途月極契約あり（13,000 円～16,000円等） ※満3歳児も含め、就労の有無に関わらず預かり保育を実施します。				夏季	冬季	春季	※予約制となります。				
					25日	5日	8日					
									実施時間		8：00～18：00（満3歳児は17：00まで）	
									料金		通常時と同じ。	
十文字女子大附属幼稚園												
朝保育8：00～ 保育終了 ～18：00まで	◆朝保育：300円（8時から10時） ◆午前保育：1,000円/日 ◆中帰り保育・通常保育：700円/日 ◆延長料金：300円（17時から18時）				夏季	冬季	春季	※実施数は令和8年度実績 ※年度により実施日数は変 動します。				
					24日	8日	13日					
									実施時間		8：00～18：00	
									料金		1,600円/日	
こばとの森幼稚園 ★新座市私立幼稚園長時間預かり保育事業実施園												
8時～8時50分 14時～18時	◆8時～8時50分：100円/日 ◆11時30～18時：1,000円/日 ◆13時～18時：900円/日 ◆14時～18時：800円/日 ◆8時～18時：1,300円/日 ◆月極12,000円（新座市在住で就労証明書のある方 は7,000円）				夏季	冬季	春季	※園の指定した日のみ実施 （各季2週間程度）				
					15日	9日	13日					
									実施時間		8時～18時	
									料金		1,300円/日	

実施時間（平日）		料金		長期休業日の実施等			
美鈴幼稚園							
◆午前保育時 11時30分～18時 ◆通常保育時 14時～18時	◆11時30分～14時：500円/日 ◆11時30分～15時：700円/日 ◆11時30分～16時：900円/日 ◆11時30分～17時：1,100円 /日 ◆11時30分～18時：1,300円 /日 ◆14時～15時：200円/日 ◆14時～16時：400円/日（おやつ代+70円） ◆14時～17時：600円/日（おやつ代+70円） ◆14時～18時：800円/日（おやつ代+70円）	夏季	冬季	春季	※夏季：8月中旬の1週間実施なし ※冬季：年末年始の1週間程度実施なし ※春季：全日実施 ※土日、祝日は実施なし		
		23日	8～9日	13日			
		実施時間		8時30分～17時			
		料金		8時30分～11時30分：500円/日 8時30分～14時：1,000円/日 8時30分～15時：1,200円/日 8時30分～16時：1,400円/日（おやつ代+70円） 8時30分～17時：1,600円/日（おやつ代+70円） 8時30分～18時：1,800円/日（おやつ代+70円）			
わか のび幼稚園 ★新座市私立幼稚園長時間預かり保育事業実施園							
①7時30分～9時30分 ②保育終了～18時30分	◆一般 ①7時30分（8時）～9時:300円（200円） ①9時～9時30分：無料（登園時間） ②200円/時間、月極 8,000円 ◆2号認定者 490円/日、月極 5,000円 ※16時以降はおやつ・雑費代 110円追加	夏季	冬季	春季	※夏季：盆休み以外実施 ※冬季：年末年始以外実施 ※春季：終業式～進級式まで実施		
		24日	10日	13日			
		実施時間		7時30分～18時30分			
		料金		7時30分（8時）～9時：300円/日（200円/日） 9時～14時：1,000円/日、14時以降：200円/時間 ※2号認定者は通常時と同じ			
明彩幼稚園							
保育終了～18時30分	◆保育終了～16時：500円/日 ◆16時～18時30分：1,000円/日 ◆月極 12,000円	夏季	冬季	春季	※実施数は令和8年度実績 ※在園児は春休み期間も延長保育あり		
		26日	9日	7日			
		実施時間		7時30分～18時30分			
		料金		1,400円/日			
大和田しらかば幼稚園							
7時45分～8時30分 15時～18時30分	◆7時45分～8時30分：300円/日 ◆朝月極 2,000円 ◆15時～18時30分：700円/日 ◆月極 9,000円前後（月毎に決定）	夏季	冬季	春季	※夏季：盆休み以外実施 ※冬季：年末年始以外実施		
		21日	8日	14日			
		実施時間		7時45分～18時30分			
		料金		1日：1,000～1,500円/日（時間による）			
なみきの幼稚園							
7時45分～9時 保育終了～18時	◆7時45分～9時：100円/日 ◆保育終了～18時 バス利用者 600円/日（おやつ代 80円含む） 徒歩利用者 650円/日（おやつ代 80円含む） お弁当・給食（300円/食）選択可。 当日申込可（急用時も対応）。	夏季	冬季	春季	※当日急遽予約可能。振替休園日も預かり保育利用可能。満3歳児クラスも慣らし保育（5日間） 終了後、すべての預かり保育利用可。 年少：4/1 から利用可、年長：3/31 まで利用可		
		24日	3日	14日			
		実施時間		①8時～18時、②夏季保育終了～18時			
		料金		①1,000円②バス利用者 800円/日、徒歩利用者 850円/日			
第二新座幼稚園（認定こども園）							
7時30分～9時 ◆午前保育時 11時30分～18時30分 ◆通常保育時 14時～18時30分	◆100円/30分 ※おやつ代 130円 ※施設維持費（令和8年度実績） 午前保育時：180円 通常保育時：90円	夏季	冬季	春季	※年度により実施日数は変動します。 ※土曜日は除く		
		25日	6日	12日			
		実施時間		7時30分～18時30分			
		料金		夏季：30,000円、冬季：10,000円（※令和8年度） 春季：進級児 15,000円、年長児 10,000円			

市内の幼稚園・認定こども園の配置



No.	施設名	所在	No.	施設名	所在
①	第一新座幼稚園※1	大和田四丁目	⑦	わか のび幼稚園※1	東一丁目
②	片山幼稚園※1	野寺二丁目	⑧	明彩幼稚園※1	野寺一丁目
③	かきの木幼稚園	東北二丁目	⑨	大和田しらかば幼稚園※1	大和田四丁目
④	十文字女子大附属幼稚園※1	菅沢二丁目	⑩	なみきの幼稚園	野火止八丁目
⑤	こばとの森幼稚園※1	新堀三丁目	⑪	第二新座幼稚園※2	新座三丁目
⑥	美鈴幼稚園	片山二丁目			

※1 新制度移行幼稚園

※2 認定こども園

保育園・認定こども園（保育利用） ・小規模保育施設のご案内

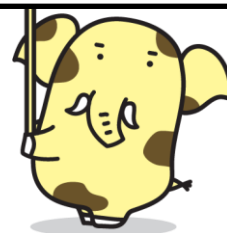
～目次～

- 保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）・・・・・・・・・・ 9
- 保育の利用時間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 申込みから入園が決まるまで（入園の流れ）・・・・・・・・・・ 11
- 4月1次入所申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 申請に必要な書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 郵送申請・電子申請による申込み・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 新座市外の園を希望する方・新座市外からの申込みの方・ 17
- 入所選考（利用調整）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 申込みの際の注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 出生前児童の保育施設利用申込み・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 医療的ケアが必要な児童の入所申請・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 入所内定した方へのご案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 入所できなかった場合（入所保留）・・・・・・・・・・・・ 24
- 入所後に必要な手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 市ホームページに掲載している情報・・・・・・・・・・・・ 26
- その他の保育制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 市内の保育園・認定こども園の配置図・・・・・・・・・・・・ 29
- 市内の小規模保育施設の配置図・・・・・・・・・・・・・・ 30
- 新座市内の保育園等一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- 令和9年度保育施設入所選考基準表・・・・・・・・・・・・ 33

（令和9年度認可保育施設利用申込みのご案内）



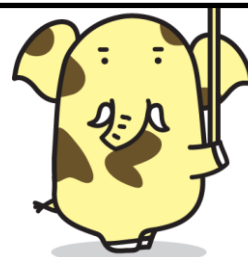
案内に出てくるDL可の書類は
ここからダウンロードできるゾウ
（DL：ダウンロード）



（保育施設待機児童一覧）



保育施設待機児童数一覧は
ここからわかるゾウ



令和9年度のクラス年齢早見表（4月1日時点の年齢が基準となります。）

クラス	生 年 月 日
0歳	令和8年（2026年）4月2日～
1歳	令和7年（2025年）4月2日～令和8年（2026年）4月1日
2歳	令和6年（2024年）4月2日～令和7年（2025年）4月1日
3歳	令和5年（2023年）4月2日～令和6年（2024年）4月1日
4歳	令和4年（2022年）4月2日～令和5年（2023年）4月1日
5歳	令和3年（2021年）4月2日～令和4年（2022年）4月1日

※年度途中で誕生日を迎えてもクラスは変わりません。

○ 保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）

- ◆ 「新制度移行幼稚園」「認定こども園」「保育園」「地域型保育事業（小規模保育事業等）」を利用する場合、教育・保育給付認定を受ける必要があります。
- ◆ 「教育・保育給付認定（2号、3号認定）」を受けるためには、保育施設の入所申込みと教育・保育給付認定の申請を兼ねた「教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書」の提出が必要です。
- ◆ 「教育・保育給付認定」は申請書類に基づき、児童の年齢や保育を必要とする事由に応じて、市が行います。

児童の年齢	教育・保育給付認定	利用時間	保育の必要性	利用施設
3～5歳	1号認定	教育標準時間（4時間利用）	不要 （教育希望）	・幼稚園 ・認定こども園（教育利用）
3～5歳	2号認定	保育標準時間（11時間利用） 保育短時間（8時間利用）	要 （保育希望）	・保育園 ・認定こども園（保育利用）
0～2歳	3号認定	保育標準時間（11時間利用） 保育短時間（8時間利用）	要 （保育希望）	・保育園 ・認定こども園（保育利用） ・小規模保育事業等

保育の必要性の事由（2号、3号認定）

- ◆ 保育施設である「認定こども園（保育利用）」「保育園」「地域型保育事業（小規模保育事業等）」の入所申込みを行う場合は、**保護者全員が下記1～9の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当し、教育・保育給付認定を受けることが必要です。以下の事由に該当しない場合、保育施設を利用することはできません。**

No.	保育を必要とする事由	利用時間	認定（利用）期間
1	就労（自営業、内職、就職予定者等含む。）している場合（ <u>月52時間以上かつ月12日以上</u> ） ※固定就労の場合最低週3日で要件を満たします。	「保育標準時間」 又は「保育短時間」	事由による必要な期間
2	下の子の妊娠・出産	「保育標準時間」 又は「保育短時間」	<u>出産月を含む前後2か月（5か月以内）</u>
3	保護者の疾病、障がいの場合	原則、「保育短時間」 （注1）	事由による必要な期間
4	同居又は長期入院等している親族の介護、看護をしている場合（ <u>月52時間以上かつ月12日以上</u> ）	「保育標準時間」 又は「保育短時間」	事由による必要な期間
5	地震や風水害などの災害復旧に当たっている場合	「保育標準時間」 又は「保育短時間」	事由による必要な期間
6	求職活動（起業準備含む）を行う場合	「保育短時間」	<u>利用開始後、最長3か月間</u>
7	就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）している場合（ <u>月52時間以上かつ月12日以上</u> ）	「保育標準時間」 又は「保育短時間」	事由による必要な期間 （卒業・修了予定日が属する月の月末まで）
8	児童への虐待やDVのおそれがある場合	「保育標準時間」 又は「保育短時間」	事由による必要な期間
9	その他、上記に類する状態として、市長が認める場合	「保育標準時間」 又は「保育短時間」	事由による必要な期間

（注1）保護者の疾病、障がいの場合の方で、保育標準時間をご希望の方は、保育課までご相談ください。

※保育の必要性の事由に変更が生じた場合は、認定期間、利用時間を変更する場合があります。

※保育の必要性の認定では、同居する祖父母の状況は判断しません。

教育・保育給付認定（変更）通知書の交付

- ◆ 「保育の必要性の事由」に該当し、「教育・保育給付認定」を受けた方に対して、「教育・保育給付認定（変更）通知書」を交付します。「教育・保育給付認定（変更）通知書」には、申請書類に基づき決定した認定区分、保育必要量、認定の有効期間等が記載されており、施設へ入所する際に必要となりますので、大切に保管してください。
- ◆ 「教育・保育給付認定（変更）通知書」は入所選考の結果に関わらず、「教育・保育給付認定」を受けた全ての方に交付されます。

○ 保育の利用時間

保育の利用時間

- ◆ 保育施設を利用する場合、保育の必要量に応じた利用時間に区分され、認定されます。
- ◆ 0歳児クラスは、施設により利用可能な時間が異なります。（31，32ページ参照）

保育の必要量	利用時間	対象世帯
保育標準時間	1日最大11時間	通勤時間を含む保護者の就労時間等が1か月当たり <u>120時間以上の世帯又は※これに準ずる世帯</u>
保育短時間	1日最大8時間	通勤時間を含む保護者の就労時間等が1か月当たり <u>120時間未満の世帯又は※これに準ずる世帯</u>

※ 通勤時間を含む保護者の就労時間等が、1か月当たり120時間未満であっても、就労開始及び終了時間によっては、「保育標準時間」で認定する場合があります。

通常保育料

- ◆ 保育料は、市区町村民税所得割額（保護者合計額）により決定します。詳しくは市ホームページを確認ください。

（令和9年度認可保育施設利用申込みのご案内）



延長保育料

- ◆ 延長保育を利用する場合、利用料のほかに延長保育料がかかります。延長保育の料金については、各保育施設によって異なりますので、確認をお願いします。
- ◆ 保育施設によっては、0歳児クラスの延長保育は利用できない、又は利用を制限している場合がありますので、ご注意ください。

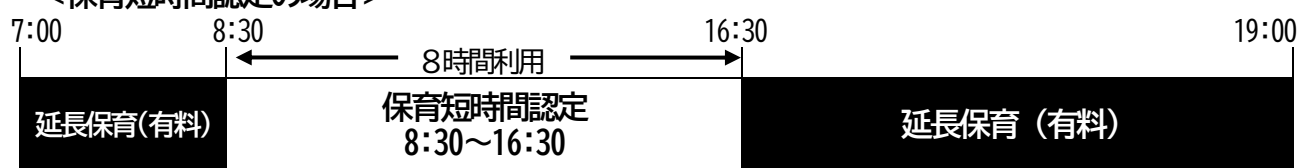
<保育標準時間認定の場合>



※ 保育標準時間認定による利用可能時間内は延長保育料がかかりませんが、原則的な保育時間を超えて利用する場合、保育利用時間届出書兼保育時間延長申請書の提出が必要です。

また、保育標準時間認定による利用可能な時間帯は保育施設によって異なる場合があります。

<保育短時間認定の場合>



○ 申込みから入園が決まるまで（入園の流れ）

◆ 4月入所【1次選考】の申込み

郵送・電子受付：令和8年9月1日（火）～11月19日（木） 《保育課必着》

窓口受付（予約制）：令和8年11月16日（月）～同月19日（木）

※ 受付場所・時間については、表紙をご覧ください。

●希望園を変更する場合：令和8年11月26日（木）までに保育課へ連絡又は電子申請をお願いします。



■ 4月入所【1次選考】入所選考会議（12月～1月実施）

入園希望者が当該保育園の定員を超える場合は、選考基準に基づき、市で選考を行います。

※選考方法は23ページをご覧ください。



■ 1次選考結果発送：令和9年1月25日（月）発送予定（郵送により通知）

内定した場合

内定しなかった場合

■ 面談（24ページ参照）

■ 入園

■ 入所保留

・内定しなかった方は、引き続き4月入所【2次選考】の対象となります。
再度の申請は必要ありません。申請は令和9年12月入所選考まで有効です。

◆ 4月入所【2次選考】の申込み（2次選考から初めて申込みされる方のみ）

郵送・電子受付：令和9年1月4日（月）～1月29日（金） 《保育課必着》

窓口受付：令和9年1月4日（月）～1月29日（金）の平日（土日祝日の受付なし）

※1次選考から既に申込みしていて、入所保留となった方は、再度の申請は不要です。



■ 希望園の変更・追加（2次選考）

・1次選考保留者及び2次選考申請者から、希望園の変更を受付けます。
令和9年2月3日（水）までに保育課にご連絡ください。



■ 4月入所【2次選考】入所選考会議（2月実施）



■ 2次選考結果発送：令和9年2月22日（月）発送予定（郵送により通知）

1次選考からの申請者には保留の場合、保留通知希望者のみ発送します。2次選考からの申請者には内定・保留に関わらず発送します。

内定した場合

内定しなかった場合

■ 面談（24ページ参照）

■ 入園

■ 入所保留

・申込みは令和9年12月入所選考まで有効です。引き続き5月入所以降の選考の対象となります。なお、申込みを取り下げる場合は、保育課までご連絡ください。

・申請内容等に変更が生じた場合は、速やかに必要書類を提出してください。（25ページ参照）

・希望園の変更を希望する場合は、各月の申請期間内に保育課までお電話又は電子申請で手続きをお願いします。

※申請期間を過ぎて書類の提出及び希望園の変更を行った場合は、対象の申請期間に該当する入所選考以降の反映となります。

市ホームページで公表します。

・【令和9年度における各保育施設の予定定員】

<令和8年11月1日公表予定>

※ 空き枠ではないので、ご注意ください

・【1次選考終了時点の空き枠状況】

<令和9年1月26日公表予定>

（令和9年度認可保育施設利用申込みのご案内）



◆ 5月入所以降の申込み

- ・次の申請期間に、必要書類を保育課へご提出ください（郵送可）。
- ・年度内に一度申請すれば令和9年12月入所選考まで有効で、毎月選考を行います。毎月申込みを行う必要はありません。
- ・毎月1日（4月～12月）に各保育施設の最新の空き状況を公表します。新座市のホームページをご覧ください。
- ・郵送でお申込みの場合、締切日までに保育課に到着している申請が有効となります。締切日以降に到着した申請は、次の入所選考から審査の対象となります。郵送事故等による責任は負えません。不安な方は一般書留や簡易書留など配達記録が残る方法でご提出ください。

<申請期間>

入所月	申請期間	入所月	申請期間
5月	令和9年3月8日（月）～4月5日（月）	10月	8月6日（金）～ 9月6日（月）
6月	4月6日（火）～5月6日（木）	11月	9月7日（火）～10月5日（火）
7月	5月7日（金）～6月7日（月）	12月	10月6日（水）～11月5日（金）
8月	6月8日（火）～7月5日（月）	1月～3月	受付なし
9月	7月6日（火）～8月5日（木）		



■ 入所選考会議（毎月上旬）

入園希望者が当該保育園の定員を超える場合は、選考基準に基づき、市で選考を行います。
※選考方法は19ページをご覧ください。

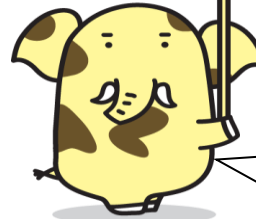


■ 結果発送：入所希望月の前月の15日頃発送予定（郵送により通知）



内定した場合

- 面談（24ページ参照）
- 入園



保育施設の空き状況は
ここからわかるゾウ



内定しなかった場合

■ 入所保留

- ・申込みは令和9年12月入所選考まで有効です。申請を取り下げる場合は、保育課までご連絡ください。
 - ・申請内容等に変更が生じた場合は、速やかに必要書類を提出してください。（24ページ参照）
 - ・希望園の変更をご希望する場合は、各月の入所申請受付期間内に保育課までお電話又は電子申請で手続きをお願いします。
- ※受付期間を過ぎて書類の提出及び希望園の変更を行った場合は、対象の受付期間に該当する入所選考以降の反映となります。

【保育施設入所保留通知が必要な方へ】

保育施設に入所内定しなかった場合は、「保育施設入所保留通知」を原則、年度内の最初の入所希望月分のみ発送します（希望月前月15日頃）。育児休業の延長等で申込みの最初の月以外の「保育施設入所保留通知」が必要な方は、申請時に申し出てください、保育課までご連絡ください。

なお、対象月の利用申込みをされていない方には「保育施設入所保留通知」は発行できません。

※令和10年1～3月分の入所選考は行いませんが、「保育施設入所保留通知」が必要な方は、必要な月の前月5日までに申請書類を提出していただければ、発行可能です。

※令和9年4月入所申請をしている方は、令和9年1月～3月分の「保育施設入所保留通知」が発行可能です。（申請時に申し出てください、保育課までご連絡ください。）

○ 4月1次入所申請

受付の概要

4月の認可保育施設入所申請【一次選考】は、郵送または電子による申請受付を原則とします。窓口での受付は予約制とし、申請に対して不安のある方を対象とします。

また、窓口申請の受付期間中令和8年11月16日（月）から11月19日（木）は、保育課に「申請書提出ボックス」を設置しますので、直接の提出も可能です。

⚠ 注 意 事 項

窓口申請の受付期間中（令和8年11月16日（月）から11月19日（木））は、申請内容に関する問合せに対応できない場合があります。窓口申請の受付期間より前にお問合せください。

受付方法

（1）郵送申請→詳細は17ページ

受付期間：令和8年9月1日（火）から11月19日（木）まで【保育課必着】

※郵送事故等の責任は一切負いませんので、配達日指定を利用して受付期間内必着でお送りください。

※受領した方へは後日受付控えを発送します。

（2）電子申請→詳細は17ページ

受付期間：令和8年9月1日（木）から11月19日（木）まで【最終締切午後11時59分まで】

※マイナポータルのぴったりサービスを利用した申請となります。申請にはマイナンバーカード、マイナンバーカードの読み取りができるスマートフォン又はパソコンとICカードリーダーが必要となります。

※受領した方には後日マイナポータル上で受領登録をします。

（3）窓口申請（対面、予約制）

受付期間：令和8年11月16日（月）から11月19日（木）まで

受付時間：各日午前9時から午後4時まで（正午～午後1時を除く）

予約受付開始日：令和8年10月13日（火）午前10時～

予約枠：1枠20分程度（各家庭1枠まで）

※予約受付は電子申請から行ってください（先着順）。電話では予約できないのでご注意ください。

※予約は各家庭1枠までです（きょうだいを含めた複数人の申請であっても1枠までとなります。）。

※各申込時間には予約可能数が決まっており、受付上限に達した場合はその時間を予約できません。

すべての予約枠が上限に達した場合は郵送等の申請となります。

（窓口予約フォームはこちら）



（4）申請書提出ボックス

受付期間：令和8年11月16日（月）から11月19日（木）まで

※受付期間中、保育課窓口申請書を直接提出できる申請書提出ボックスを設置します。郵送で提出する書類を直接持ち込んで申請する場合はこちらにご提出ください（書類の提出のみとなり、その場で内容の確認はしません。）。

※受領した方へは後日受付控えを発送します。

○ 申請に必要な書類



入所申請書類にかかわる注意事項

- ・就労証明書や診断書等については、提出日から3か月以内に証明されたものが有効です。
- ・保育の必要性の事由が複数ある場合、それぞれの必要な書類をご提出ください。
- ・家庭から2人以上の児童が同時に申請する場合は、それぞれの児童ごとに申請書を用意してください。
2人目以降の書類について、申請書以外のものは、コピーの提出を可とします。
- ・記入には黒ボールペンなど、消えないものを使用してください。※鉛筆や消えるボールペンは使用不可
- ・修正する場合は二重線で訂正し加筆してください。※修正テープは使用不可

申請に必要な書類一覧

- (1) ≪【窓口又は郵送の方】≫教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書【市指定の様式】
- (2) ≪【全ての方】≫令和9年度新座市保育施設利用申込確認票【市指定の様式】
- (3) ≪【窓口又は郵送の方】≫マイナンバーを確認できる書類
- (4) ≪【全ての方】≫保育を必要とする事由を確認するための書類
- (5) ≪令和8年1月1日時点で新座市に住民登録がない方≫課税（非課税）証明書
- (6) ≪同居する満65歳未満の祖父母がいる方≫祖父母の就労証明書等【市指定の様式】
- (7) ≪P16（7）の表に該当する項目がある方≫その他必要書類
- (8) ≪郵送提出する方≫郵送用確認票
- (9) ≪電子申請で提出する方≫電子申請用確認票（17ページ『郵送申請・電子申請による申込み』をご覧ください）

申請に必要な書類の詳細について

- (1) 教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書 **DL可**
- (2) 令和9年度新座市保育施設利用申込確認票 **DL可**

- ◆ 新座市保育課及び市内認可保育施設で配布しております。（新座市のホームページにてDL可）
- ※ 保育施設に取りにいくときは、在庫状況を確認してください。

- (3) マイナンバーを確認できる書類（個人番号カード等）

- ◆ 申請書に記載していただく個人番号を確認するために使用します。
- ◆ 申請者（保護者）の個人番号カードを提示ください（申請児童や他の世帯員のカードは不要です）。

- (4) 保育を必要とする事由を確認するための書類 ※事由により添付書類が異なります。

No.	保育を必要とする事由	添付書類	
①	就労（就労内定を含む） （月52時間以上かつ月12日以上） ※固定就労の場合週3日以上で契約で要件を満たします	【被雇用者】	(1) 就労証明書 DL可 【市指定の様式】 不規則勤務の方は直近のシフト表を3か月分
		【自営業者】 (1)及び(2)を提出	(1)就労証明書 DL可 【市指定の様式】 (2)自営の確認ができる証明（確定申告書の写し、開業届出書の写し、営業証明書の写し等。自営業専従者及び家族従業者の場合は、事業主の確定申告書の写し等をご準備ください。）
		【内職】 (1)及び(2)を提出	(1) 就労証明書 DL可 【市指定の様式】 (2) 発注等の実績を証明する書類
		【就職内定者】	(1) 就労証明書 DL可 【市指定の様式】 不規則勤務の方は直近のシフト表を添付

②	下の子の 妊娠・出産	母子健康手帳の写し (氏名が記載された表紙及び出産予定日記載のページ)
③	保護者の疾病・障がい	(1) 診断書 DL可 【市指定の様式】 (2) 障がい者手帳の写し ※ (1)又は(2)のいずれかを提出
④	親族の介護又は看護 (月52時間以上かつ月12日以上)	(1) 介護・看護状況申告書 DL可 【市指定の様式】 (2) 被介護者・看護者の診断書(任意の様式で可) 又は障 がい者手帳の写し ※ (1)及び(2)を提出
⑤	災害復旧	罹災証明書
⑥	求職活動(起業準備含む)	求職活動状況申告書兼就労誓約書 DL可 【市指定の様式】
⑦	就学(職業訓練校等を含む) (月52時間以上かつ月12日以上)	(1) 在学証明書(学生証、合格通知書等)のコピー(在学期 間がわかるもの) (2) 1週間の授業日数及び時間がわかる書類(授業のカリ キュラム等) ※ (1)及び(2)を提出
⑧	児童への虐待やDVのおそれがあるとき	虐待やDVに関する公的な書類等
⑨	その他、上記に類する状態として、 市長が認める場合	市長が必要と認める書類

(5) 市区町村民税課税(非課税)証明書(個人番号の利用により省略可能)

- ◆ 令和8年1月1日時点で新座市に住民登録がない方は、次の①又は②の手続が必要です。
- ◆ **令和8年1月2日以降も新座市に転入していない方は、①により手続さしてください。**
- ◆ 入所選考において指数が同点となった場合、保護者(父母)の前年度の市区町村民税所得割額の合計額から優先順位を判定するため、提出がない場合、判定の際に不利となる場合がございます。

① 市区町村民税課税(非課税)証明書の提出

下表1、2に該当の書類をご提出ください。

対 象 者	1 令和8年1月1日時点で新座市に住民登録がない方 (例: 令和8年1月2日~令和9年1月1日の間に新座市へ 住民登録を行った方)	2 令和9年1月1日時点で新座市に住民登録がない方 (例: 令和9年1月2日以降に新座市へ住民登録を行った 方)
必 要 書 類	【以下の1点の書類が必要です】 ・令和8年度課税(非課税)証明書	【以下の2点の書類が必要です】 ・令和8年度課税(非課税)証明書 ・令和9年度課税(非課税)証明書 ※令和9年度課税(非課税)証明書は令和9年6月以降 に提出してください。

② 個人番号(マイナンバー)による情報連携 【市内在住者(令和7年1月2日以降に転入した方)】

申込書に保護者全員の個人番号が記載されており、申込み時に(1)、(2)のいずれかの書類から個人番号及び申請者(窓口に来た)の本人確認が可能な場合、課税(非課税)証明書の提出を省略できます。

No.	個人番号確認書類	本人確認書類
(1)	個人番号カード	なし
(2)	個人番号が記載された 住民票の写し	・顔写真付き本人確認書類(以下のうち1点) (運転免許証、住民基本台帳カード、旅券、身体障害者手帳、 精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書等) 又は ・本人確認書類(以下のうち2点) (公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、 特別児童扶養手当証書等)

(6) 満65歳未満の祖父母と同居している場合

- ◆ 同じ建物内で満65歳未満の祖父母と同居（世帯分離含む。）している場合、祖父母の保育を必要とする事由を証明する書類をご提出ください（14ページの（4）保育を必要とする事由を確認するための書類参照）。
- ◆ 提出がない場合は、入所選考の際に保育指数の減点の対象となります。

(7) その他必要書類

その他必要な書類（該当者のみ）	
一時保育か認可外保育施設（家庭保育室等）を週3日以上利用している場合	保育施設等在室証明書DL可【市指定の様式】
生活保護受給者	生活保護受給証の写し
保育士として就労又は就労予定の方 ※市内認可保育施設に1年以上の就労継続を同意いただける場合	(1) 市内認可保育施設の就労証明書 (2) 保育士証等の写し (3) 保育士就労継続同意書DL可【市指定の様式】
配偶者と別居中又は離婚をお考えの方	別居中 又は離婚協議中 ※ひとり親扱いになりません
	離婚調停中 又は離婚裁判中
育児休業の延長を許容できる方	育児休業延長を許容できる旨の申立書DL可【市指定の様式】 ※申立書を提出した方は、入所選考の際に入所の優先度を下げて選考を行うため、入所に不利となります。 ※21ページの「育児休業給付金の支給期間の延長手続きについて」をご確認ください。
申請児童に障がいや病気等がある場合	診断書（任意の様式）又は障がい者手帳の写し
申請児童が医療的ケアを必要とする場合	23ページの『医療的ケアが必要な児童の入所申請について』をご覧ください。
申請児童の保護者又は同居している家族が障がい者手帳を所持している場合	障がい者手帳の写し
出生前児童の保育施設利用申込みをする場合（4月入所のみ）	(1) 母子健康手帳の写し（表紙及び出産予定日記載のページ） (2) 出生前児童の保育施設利用申込みに係る確認書DL可 (3) 出生届出書（保育施設利用申込者用）DL可 ※(1)、(2)は申込み時に提出し、(3)は出生後14日以内に提出してください。
特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部に入所又は児童発達支援、医療型児童発達支援を利用している児童が世帯にいる場合	在園証明書（任意様式） ※保育料の算定に影響するため、提出にご協力ください。

○ 郵送申請・電子申請による申込み

- ◆ 郵送申請・電子申請による申込みの場合、申請期間の締切日までに保育課に到着している申請が有効となります。締切日以降に到着した申請については、次回の入所選考から審査の対象となります。
- ◆ 郵送事故等による責任は負えません。不安な方は一般書留や簡易書留など配達記録が残る方法でご提出ください。
- ◆ 郵送申請の場合は受付完了後、受付控えをご自宅に郵送します。
- ◆ 電子申請の場合は受付完了後、マイナポータル上で受領登録します。
- ◆ 電子申請について、詳しくは市ホームページをご覧ください。

郵送先 〒352-8623 新座市野火止一丁目1番1号 新座市保育課入所係

電子申請に→
ついては→
コチラ→



希望園の追加・変更、追加書類の提出

- ◆ 希望園の変更・追加は各月の入所申請期間内に保育課まで電話連絡又は電子申請により変更可能です。
- ◆ 追加書類は各月の入所申請期間内に保育課まで郵送又は電子申請により提出可能です。

※各月の申請期間を過ぎて変更を行った場合は、対象の申請期間に該当する入所選考以降の反映となります。

希望園変更、
追加は→
コチラから→
手続可能です。

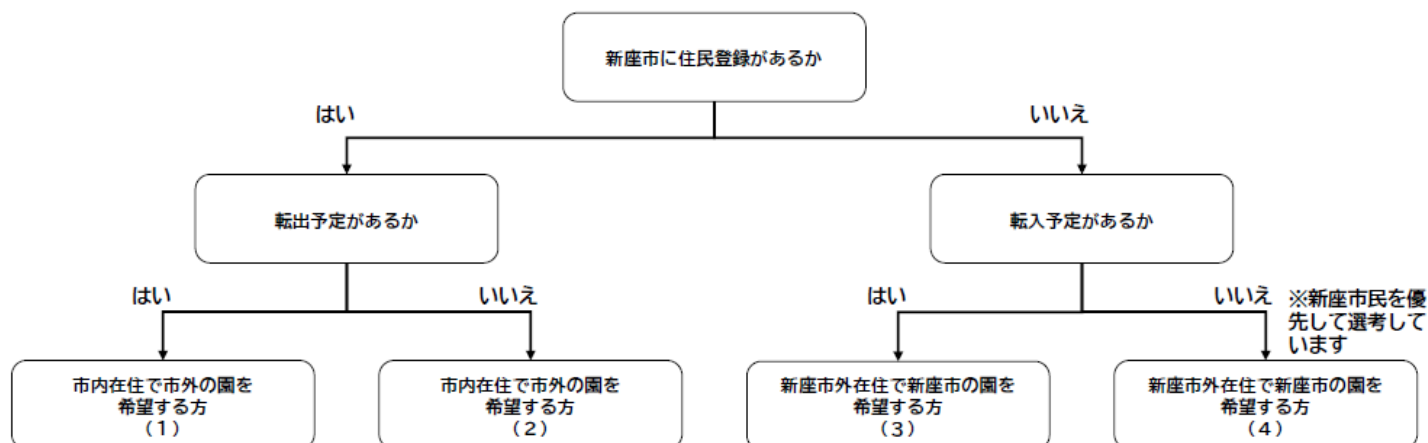


追加書類
の提出は→
コチラから→
手続可能です。



○ 新座市外の園を希望する方・新座市外からの申込みの方

次のフロー図及び該当事項をご確認の上、各申込先へお申し込みください。



市内在住で市外の園を希望する方

- (1) 申込先自治体へ入所希望月の前月までに転出予定のある方

申込先	申込先自治体の保育を担当する部署
必要書類	申込先自治体所定様式
提出期限	申込先自治体が定める申込締切日

※転出予定のある市区町村へ申請書類を直接提出してください（新座市では書類を受け付けません。市区町村によっては「受付先は新座市である」とご案内される場合がありますが、新座市では転出予定のある方は原則として転出先への直接申請をお願いしておりますので、申請先市区町村にもその旨をお伝えください。）。)

※住民登録の異動後、転出先自治体の保育を担当する部署で改めて手続きが必要です。

手続き内容については、転出先自治体へご確認ください。

※新座市から転出予定があるが、転出先市区町村ではない自治体の保育施設への入所を希望する方（例：新座市からA市へ転出予定があるが、B市にある保育施設への入所を希望する方）は新座市を経由して申請が必要です。（2）を参照してください。

（2） 申込先自治体へ入所希望月の前月までに転出予定のない方

申込先	新座市保育課
必要書類	①申込先自治体所定様式 ②教育・保育給付認定申込書兼保育施設利用申込書【新座市様式】、就労証明書等
提出期限	申込先自治体が定める申込締切日の10日前

※入所選考は申込先自治体の基準に基づき行われます。市外の方の受入を制限している場合がありますので、必要書類等と併せてご確認ください。

※入所後は、原則、保育施設のある自治体の規定に従っていただきます（就労開始の期限等）。

※市外への転出予定のない方は、「教育・保育給付認定」は新座市が行います。必ず新座市の書類（教育・保育給付認定申込書兼保育施設利用申込書、就労証明書等）の提出をお願いします。

新座市外在住で新座市の園を希望する方

（3） 新座市へ入所希望月の前月までに転入予定のある方

申込先	新座市保育課
必要書類	新座市所定様式
提出期限	新座市が定める申込締切日（新座市必着）

※一般の必要書類と併せて次の書類が必要となります。①「令和9年度新座市保育施設利用申込確認票（新座市外から転入予定の方用）」DL可、②「転入誓約書」DL可、③「不動産売買契約書又は賃貸借契約書の写し（転入予定の住所・建物の引渡し日・契約者名が記載されたもの）」

すでに新座市内にある住居（祖父母宅等）に転入予定の方は、③の書類の代わりに、その住居の世帯主が、転入予定の住所・転入予定日・転入予定者全員の氏名を記入した申立書（様式自由）を提出してください。

※入所希望月の前月末までの転入が確認できる場合は、新座市民として選考を行います。（確認できない場合は（4）と同様の扱いになります。）

※新座市に転入後、新座市で再度申込の手続きが必要です。転入手続と併せて保育課にお越しいただくをお願いします。

（4） 新座市へ入所希望月の前月までに転入予定のない方

申込先	現在お住まいの自治体の保育を担当する部署
必要書類	新座市所定様式 ※一部現在お住まいの自治体の申込様式で申込可能です。
提出期限	現在お住まいの自治体の保育を担当する部署へご確認ください。 (新座市の申込締切日までに必要書類が新座市へ到着している必要があります。)

※新座市に転入予定が無い場合、申込時に「令和9年度新座市保育施設利用申込確認票（市外在住者・転入予定なしの方用）」DL可をご提出ください。なお、公立保育園への申込みはできません。

※転入予定の無い市外在住者については、新座市民（市外から転入予定ありの方を含む）の選考が終了した後に、選考を行います。また、新座市民（転入予定者を含む）を優先に選考し、年度当初から当分の間、年齢ごとに、各年齢の定員数を2名残す範囲で受入れを行います。

※令和9年4月1日入所において、転入予定の無い市外在住者の申込みは二次選考からの受付となります（市内在勤者も同様）。

○ 入所選考（利用調整）

入所選考は「新座市保育施設入所選考基準表」（33ページ参照）に基づいて保育指数を算定し、指数の高い方を優先度が高いものとして、順番に入所内定の決定を行います。申請順（先着順）ではありません。

また、保育指数が同一の場合は、「同一指数の場合の判定基準」（34ページ参照）に基づいて優先度の判定を行います。

例）A園に1枠空きがあり、指数が74点で第1希望から第4希望の園に空きが無く、A園を第5希望にしている方と、70点でA園を第1希望にしている方がいた場合、74点の方がA園に内定することになります。

<保育指数の算出方法>

$$\boxed{\text{父の基礎指数}} + \boxed{\text{母の基礎指数}} + \boxed{\text{調整指数}} = \boxed{\text{保育指数}}$$

※基礎指数が2項目以上該当する場合は、原則、最も高い指数を当該保護者の指数とします。

※父又は母が不在の場合は、その基礎指数は30点となります。

<入所選考の結果>

- ・入所選考の結果は、郵送により通知します。
- ・令和9年4月1日入所の一次選考の結果は令和9年1月25日(月)、二次選考の結果は2月22日(月)発送を予定しています。それ以降の各月の結果は、入園月の前月15日頃の通知となります。

⚠ 公平な入所選考のための注意事項

入所選考は、入園時（入園後）の家庭状況を判定して保育指数を算定します。

不公平な選考を避けるために、申請書類は入所時（入所後）の状況（保育要件、就労状況、家庭状況等）を正しく記載したものを提出してください。入所後に状況が変わる予定がある方は、申請前に保育課へご相談ください。

なお、内定後又は入園後の状況が申請書類に記載された状況と異なることが判明した場合、内定の取消又は退園になる場合があります。

○ 申込みの際の注意事項

就労要件での申込み

- ◆ 就労要件による選考の場合、申請時と同じ日数・時間を入所後も1か月以上継続して勤務することが条件です。入所後、又は入所月までに転職・退職や勤務日数・時間が短くなっている場合、入所内定取消又は退園となる場合があります。転職等のご予定がある方は、申込みの前に事前に保育課へご相談ください。
- ◆ 就労要件に満たない勤務形態（月52時間未満又は月12日未満の勤務）の場合、就労要件に満たないため、求職要件による選考となります。
- ◆ 就労時間の拡大を予定している場合、拡大後の就労時間に基づく就労内定の指数と、現在の就労時間に基づく就労の指数を比較して高い方の指数で選考します。対象の方は、就労証明書の特記事項に拡大後の勤務日数及び時間、拡大予定日の記入をお願いします。また、入所月内に就労時間を拡大し、拡大後に改めて就労証明書を提出する必要があります。
- ◆ 就労先が複数ある場合は、全ての就労先の就労証明書を提出してください。

- ◆ 就労内定の方は、入所前に採用される場合は就労の指数、入所後に採用される場合は就労内定の指数とします。就労開始後に改めて就労証明書の提出が必要です。入所後に採用される場合は、入所月内に就労開始する必要があります。

求職活動中の申込み

- ◆ 求職要件で入所した場合、入所月から2か月と10日以内に①「教育保育給付認定変更申請書兼届出書」、②「就労証明書」を提出し、入所月から3か月以内に就労開始できない場合は、退園となります。

例) 4月入所の場合、6月10日までに上記①及び②を提出し、6月末までに就労開始できなければ退園

下の子の産前・産後休業期間中（妊娠・出産要件）の申込み

妊娠・出産要件で保育施設に入園した方は、在籍期間が次のとおりになります。

<在籍期間>

- ◆ 妊娠・出産要件で入所した場合、在園できるのは、原則5か月間（出産予定月とその前後2か月の間）が限度です。期間終了月の月末までに退園届を提出してください。期間終了後に保育施設の利用を希望する場合は、再度入所申請が必要となります。

例) 8月出産予定の場合、6月7月8月9月10月が在園期間で10月末に退園となります。

- ◆ 期間終了後に途切れなく保育の必要性の事由（求職要件、育児休業中は除く）がある場合は、退園することなく継続して在籍することができます。期間終了月の月末までに認定変更の届出を提出してください。

<妊娠・出産要件での選考になるケース>

◆ 産前休業中の場合

入所希望月の1日時点で産前休業を取得している場合、又は入所月内に産前休業を取得する場合は、妊娠・出産要件でのお申込みとなります。入所希望月の1日時点で産前休業を取得せず就労していて、かつ、ひと月以上就労を継続する場合、就労要件となります。

例) 4月1日に入所希望の場合

⇒4月中に産前休業を取得せず、就労する場合は就労要件

4月1日時点又は4月中に産前休業を取得予定の場合は妊娠・出産要件

◆ 産後休業中の場合

入所月の翌月1日までに復職が可能であれば就労要件、不可能であれば出産要件による入所となります。

※学童と同時入所の場合は入所月末の復職が条件です。

例) 4月1日入所の場合

⇒5月1日までに復職が可能であれば就労要件、不可能であれば妊娠・出産要件

育児休業を取得中の申込み

- ◆ 育児休業中で入所が決まった場合、入所月内又は入所月の翌月1日に申請時と同じ勤務先に同条件で復職し、1か月以上継続して勤務することが条件となります。上記条件で復職できない場合、退園となります。育児休業にかかわる子ではない上の子も同時申請した場合、上の子だけが入所となっても同様です。

例) 4月1日に入園した場合、5月1日までに職場復帰することが条件になります。

- ◆ 育児休業中の転園申請についても、転園した月の翌月1日までに復職することが条件となります。ただし、小規模保育施設（2歳児クラスまでの施設）を卒園するお様が転園した場合については、この限りではありません。
- ◆ 育児休業は職場での就業上の規定がある場合に該当し、就業上の規定が無い場合、育児休業の加点の対象となりません。また、転園申請は育児休業の加点の対象となりません。

【育児休業の加点とならないケース】

- ・ 個人経営の自営業の育児休業取得
- ・ 一度退職扱いとなり、再雇用となる場合
- ・ 育児休業終了までに雇用期間が満了し、更新がされない場合
- ・ 職場に就業上の規定がなく、独自の制度で育児休業を取得している場合
- ・ 入所月よりも前に育児休業が満了し、復職する場合

⚠ 注 意 事 項

入所月の翌月1日までに申請時と同じ勤務先に同条件での復職ができない場合、内定を取消します。また、入園後でもその事実がわかった場合は退園になる場合があります。

<退園になる場合>

- 入所月の翌月1日までに復職しなかった場合（育児休業を延長した場合）
- 元の勤務先に復職せずに、退職・転職（部署や派遣先の変更は除く）した場合
- 申込み時に提出した就労証明書の契約（就労時間・日数）と異なる条件で復職した場合

育児短時間勤務制度を利用予定の申込み

- ◆ 入所選考は、契約上の勤務時間で行います。教育・保育給付認定は、時間短縮後の勤務時間で認定します。なお、育児短時間勤務制度を利用する場合でも、月52時間以上かつ月12日以上（固定就労の場合週3日以上）の契約で要件を満たします。）の就労（内定を含む）の条件は満たしてください。

「保育施設入所保留通知書」が必要な方

- ◆ 保育施設に入所できないことを証明する書類として「保育施設入所保留通知書」を発行しています。育児休業給付金の支給期間の延長に必要で通知書を希望の方は申込みの際に発行希望の対象月をお伝えください。
- ◆ この通知書は「教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書」の申請を行った上で、入所保留となった方に限り発行します。申請をしていない過去の月に遡って発行することはできません。12ページの【保育施設入所保留通知について】もご確認ください。

育児休業給付金の支給期間の延長手続きについて

※ 令和7年4月から育児休業給付金の支給期間の延長手続きが変わりました。

- ◆ 厚生労働省は、令和7年4月から「保育利用の申込みにあたり入所保留を積極的に希望する旨の意思表示をしている場合」を育児休業給付金の支給延長の対象外とすることを公表しています。
 - ◆ 育児休業給付金の支給期間の延長手続きを行う方は、「育児休業延長を許容できる旨の申立書」を提出することで入所選考の際に入所の優先度を下げて選考を行うことが可能です（本申立書を提出しても、「入所保留を希望する旨を意思表示している場合」には当たりません。）。
- ただし、申立書を提出しても、入所保留することを保証するものではありません。希望園に空きがあり、入所が内定した場合、「保育施設入所保留通知」は発行されません。また、1度内定を辞退すると当該年度内の入所選考において保育指数が減点（－7）となります。

なお、「育児休業延長を許容できる旨の申立書」は当該年度中は継続して有効となります。年度途中で積極的に入所を希望する場合は希望する入所月の申請期間（事前の提出不可）に、「育児休業延長の許容に係る解除申立書」の提出が必要となります。

- ◆ 育児休業給付金の支給期間延長手続きにおいて、勤務先又はハローワークから保育施設利用申込書の写しの提出を求められる場合があります。受付時・受付後の申込書の写しの作成・発送は行いませんので、申請前にご自身でご用意ください（写しは原本と同内容であれば新座市の受付印は不要なことをハローワークに確認しています。）。

※ 育児休業給付金について詳しくは、勤務先又はハローワークへお問合せください。

申込み児童に障がいや発達の遅れがある場合

- ◆ 発達や健康状況等に心配があるお子様の入所を希望する場合は、申請前に保育課へご相談ください。
- ◆ 法人の保育施設の入所を希望する際は、入所内定後の施設での面談で受入不可となることを避けるため、必ず希望する保育施設にお子様の状況を申請前に相談の上、受入可能と判断された保育施設を希望園としてご記入ください。
- ◆ 入所環境が整うまで入所をお待ちいただく場合があります。
- ◆ お子様の状態により、入所内定後の面談で受入不可となる場合があります。
- ◆ 医療的ケアが必要なお子様の入所を希望する場合は、体験保育のご案内や別途提出していただく書類がありますので、申請前に保育課へご相談ください。※23ページの【医療的ケアが必要な児童の入所申請について】を合わせてご確認ください。

希望園の選び方

- ◆ 保育施設の事前見学や、通園可能な範囲内かなど十分検討した上でお申込みください。内定辞退や入所年度内の転園申請は、当該年度中の入所選考において保育指数が減点の対象となります。
- ◆ 入所選考において、他の方と同一指数による判定となった場合、保育施設の希望順位によって優先順位を判定する場合があります。希望する保育施設の順番を十分検討した上で、お申込みください。
- ◆ 認定こども園における、同一園の教育利用（1号認定）と保育利用（2号認定）を希望する場合は、施設とご相談の上、お申込みください。

0歳児クラスの申請に関する注意事項

- ◆ 0歳児クラスについては、施設によって利用できる月齢が異なります。入所希望月の1日現在の月齢が基準となります。
- ◆ 0歳児クラスの利用可能時間は、他の年齢の児童と異なる場合があります。
※各保育施設の受入可能月齢及び利用可能時間については、31、32ページをご覧ください。

○ 出生前児童の保育施設利用申込み



出生前の申込み

- ◆ 4月入所に限り、出生前児童の保育施設利用申込みをすることができます。4月入所（一次選考又は二次選考）の申請期間にお申込みください。
- ◆ 申込書の氏名欄には氏のみを記入し、生年月日欄には出産予定日を記入してください。
- ◆ お申込みの際に「母子健康手帳の写し（表紙及び出産予定日記載のページ）」及び「出生前児童の保育施設利用申込みに係る確認書」**DL可**を別途提出してください。
- ◆ 出産予定日から起算し、4月1日時点で受入可能月齢に達する施設のみを入所希望施設とすることができます（下表参照）。

施設が定める受入可能月齢	申込み可能な出生予定日
生後57日	令和9年2月3日以前なら申込み可
生後2か月	令和9年2月1日以前なら申込み可
生後3か月	令和9年1月1日以前なら申込み可
生後4か月	令和8年12月1日以前なら申込み可

出生後の手続き

- ◆ 原則、出生後14日以内に「出生届出書（保育施設利用申込者用）」**DL可**を提出してください（郵送可）。提出されない場合、入所内定取消となることがあります。

※入所内定後であっても、出生日が予定日と異なったことにより、4月1日時点で入所内定施設の受入月齢に達していない場合は、入所内定取消となります。入所申込みは継続されることとなり、5月入所以降の入所選考の対象となります。入所申込みを取り下げの場合は、保育課までご連絡ください。

○ 医療的ケアが必要な児童の入所申請

市内保育園で受入れ可能な医療的ケア児

- ① 新座市に住所を有し、保護者の就労等の事由で保育の必要性がある。
- ② 主治医から集団保育が可能と判断されている。
- ③ 日常的に保護者による安定した医療的ケアが行われている。

【保育園で対応できる医療的ケアは、次に該当するものとする。】

- (1) 喀痰吸引（気管カニューレ内、口腔内及び鼻腔内からの吸引）
- (2) 経管栄養（胃ろう又は腸ろう、経鼻経管）
- (3) その他保育園において、実施可能と判断した医療的ケア

(医療的ケアが必要なお子様の認可保育施設のご利用についてはご相談ください)



※本ページのDL可の書類は、コチラからダウンロード可能です。

保育園利用のための体験保育※新座市ホームページに掲載しています。

医療的ケアが必要なお子様が市内保育園へ入所を希望する場合は、入所申請前に体験保育に参加する必要があります。申込み期間内に体験保育の申込みをしてください。

<体験保育対象者>

令和9年4月に市内保育園に入所を希望する医療的ケア児

<体験保育申込み期間>

8月24日（月）から9月4日（金）まで

<体験保育申込み方法>

体験保育申込み期間内に次の書類を保育課へ提出してください。

- ① 医療的ケア実施申込書兼体験保育実施申込書 **DL可**
- ② 主治医意見書 **DL可**
- ③ 医療的ケアに係る調査票 **DL可**

<体験保育の実施場所及び日時>

公立保育園のいずれかで9月～10月の平日のうち半日（1回）

※具体的な場所及び日時については、保育園及び保護者との調整の上で決定します。

保育園の入所申請

- ◆ 医療的ケア児の入所日は原則4月1日です。なお、入所環境が整うまで入所をお待ちいただく場合があります。
- ◆ 入所を希望する方は、4月入所（一次）の申請期間内に入所申請をしてください（郵送申請可）。
※入所選考の結果、入所保留となる場合があります。
- ◆ 入所申請に必要な書類（14ページ参照）に加え、次の書類を保育課へ提出してください。
 - ① 医療的ケア実施可否判定通知書（体験保育実施後に発行）の写し
 - ② 医療的ケアを必要とする児童の保育に関する同意書 **DL可**
- ◆ 公立保育園での受入れを基本としますが、保育課から受入れ体制が整っている法人保育園を紹介することがあります。

保育園の利用

- ◆ 保育園利用日は平日（祝日を除く月曜日から金曜日まで）です。
- ◆ 保育園利用時間は原則8時30分から16時30分までの範囲内で保育を必要とする時間です。

○ 入所内定した方へのご案内

面談の実施

- ◆ 入所内定したら、内定した保育施設で面談を実施しますので、内定通知の中の案内をご確認ください。
- ◆ 面談の結果、お子様の健康状態等によっては、入所できない場合があります。

慣れ保育について

- ◆ 入所してから園に慣れるまでの間、慣れ保育として、短時間の保育になります。お迎え時間が申請内容よりも早くなりますのでご注意ください。
- 慣れ保育の期間はお子様の状況によりますが、集団生活に慣れるまでの1週間から2週間程度が慣れ保育の期間となります（保育施設によって判断します）。また、転園等で初めて施設で保育する場合も慣れ保育を行います。

土曜保育について

- ◆ 土曜保育は、保護者の方全員の就労等により、保育が必要と認められた場合に限りです。書類の提出を求める場合があります。

アレルギー等がある場合について

- ◆ 除去食等の対応が必要な場合、医師が作成するアレルギー疾患生活管理指導表又は診断書・指示書等を各施設に提出してください（申請書類で申し出のあった方には内定通知発送の際に必要な書類を同封します。）。

入所内定を辞退する場合

- ◆ 内定辞退は、ほかの申請者や内定先の保育施設に対して迷惑のかかる行為です。やむを得ず辞退する場合は、速やかに新座市保育課までご連絡をお願いします。入所日を過ぎると内定辞退はできません。
- ◆ なお、内定を辞退した場合、当該年度中の入所選考において、保育指数が減点の対象となります。
- ◆ 内定辞退された月の「保育施設入所保留通知書」は発行できません。

○入所できなかった場合(入所保留)の手続きなど

入所保留になった際同じ年度内は内定するまで次月以降も自動的に入所選考を行います。

妊娠・出産要件での申込みの方

- ◆ 妊娠・出産期間（出産予定月とその前後2か月の間）終了後、申請は自動的に取下げとなります。

入所を希望しない場合

- ◆ 幼稚園に入園したため保育所が不要になった場合や、市外転出などの理由で入所申請を取り下げる場合は、保育課までご連絡をお願いします。

DL 可の書類は
コチラから
ダウンロード
可能です。



申請内容の変更があった場合の手続き

- ◆ 保留期間中に申請内容に変更が生じた場合、速やかに必要書類を提出してください。
- ◆ 申請内容に変更が生じたにもかかわらず書類の提出が確認できず、入所内定後に申請内容等に変更が生じていることが判明した場合、内定取消し又は退園となります。

変更事由の例	必要書類
住所、氏名、世帯構成（離婚・結婚・同居など）が変わったとき	教育・保育給付認定変更申請書兼届出書 DL可 【市指定の様式】
申請児のきょうだい（弟・妹）を出産するとき	母子手帳の写し（氏名が記載された表紙と分娩予定日のページ）

申請児童の健康状態等が変わったとき (アレルギーや発達の遅れ等)	保育課まで連絡をお願いします。
就労日数や時間の変更・就労先の変更(転職)・就労内定から就労開始したとき	就労証明書DL可【市指定の様式】 (最新の就労状況が記載されたもの)
離職したとき	求職活動調書兼就労誓約書DL可【市指定の様式】
育児休業から復職したとき ※特記事項に復職日をご記入ください。	就労証明書DL可【市指定の様式】 (復職後に記載されたもの)
認可外保育施設や一時預かり等に預け始めたとき	保育施設等在室証明書DL可【市指定の様式】

※期間を過ぎて書類が提出した場合は、対象の受付期間に該当する入所選考以降の反映となります。

○ 入所後に必要な手続

入所後の教育・保育給付認定の変更手続

- ◆ 就労状況や家庭状況に変更が生じた場合、教育・保育給付認定や保育料に変更が生じる場合があります。その際は、「教育・保育給付認定変更申請書兼届出書」DL可と次表に示す必要書類の提出をお願いします。
- ◆ 変更が発生する日付より前に、必要に応じた書類の提出をお願いします。変更が発生する日付より後に書類が提出された場合、その收受日以降の認定変更となります(書類の收受日より遡って変更することはできません)。
- ◆ 書類の提出先は保育課又は各保育施設です。

変更事由の例	「教育・保育給付認定変更申請書兼届出書」以外の必要書類
住所・氏名・世帯構成(離婚・結婚・同居など)が変わったとき	
勤務先の変更(転職)や就労内定から就労を開始したとき ※異動により勤務地のみ変更となる場合には、新たな勤務地を「⑨その他」に記入し、就労証明書の添付は不要です。	就労証明書DL可【市指定の様式】※自営業の場合は上記書類と合わせて自営の確認ができる証明(確定申告書の写し、開業届出書の写し等。自営業専従者及び家族従業者の場合は、事業主の確定申告書の写し等をご準備ください。
在園児のきょうだい(弟・妹)を出産するとき	母子手帳の写し(氏名が記載された表紙と分娩予定日のページ)
在園児のきょうだいの育児休業を取得したとき	育児休暇等取得証明書DL可【市指定の様式】
産後休暇・育児休業から復職したとき	復職証明書DL可【市指定の様式】
介護・看護が必要となったとき	(1) 介護・看護状況申告書DL可【市指定の様式】 (2) 被介護者・看護者の診断書(任意の様式で可)又は障がい者手帳の写し ※(1)及び(2)を提出
離職したとき	就労誓約書 ※窓口でのみ記入できます。DL不可。
その他変更が生じたとき	保育課にお問い合わせください

休園による退園

保育施設は毎月継続的にご利用いただく必要があります。1か月以上連続してお休みする場合や月に数日程度等の形式的な登園は退園の対象となります。

転園及び退園の手続

◆ 転園をご希望の方

新規での入園申込み同様に書類一式を揃えてお申込みください。現在、利用中の保育施設に内定した同年度内での転園申請は、入所選考の際に減点の対象となります。なお、転園希望先にきょうだいが在籍している場合は減点の対象にはなりません。

◆ 退園をご希望の方

事前に「教育・保育給付認定変更申請書兼届出書」に退園日を記載し、保育課まで提出をお願いします。書類提出日より遡っての退園はできません。なお、月の途中で退園する場合は、保育料の月額を日割り計算します。

現況確認について

毎年9月頃に現況確認（世帯状況や保育を必要とする事由に引き続き該当していることを確認）を行います。詳しい手続きは、9月頃に在園施設を通してご案内しますので、必要書類（就労証明書等）の提出をお願いします。

○ 市ホームページに掲載している情報

市ホームページに詳しく掲載していますのでご参照ください。

- ◆ よくある質問と回答
- ◆ 教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書の記入例
- ◆ 保育料について
- ◆ 各保育所等で実費徴収する費用一覧

「令和9年度認可保育施設利用申込みのご案内」のURL

<https://www.city.niiza.lg.jp/site/kosodate/hoikusisetugoannai9.html>

(令和9年度認可保育施設利用申込みのご案内)



○ その他の保育制度

一時預かり

- ◆ 保護者の就労などにより、週3日まで（最長6か月）の利用を限度とする非定型保育や保護者の出産や入院などの理由による緊急保育があります。
- ◆ 対象は保護者の住所が市内にある、就学前までのお子さんです。お預かりを開始できる年齢（月齢）は実施園の施設名の後の（ ）内に記載しています。
- ◆ **保育園、小規模保育施設、認定こども園、幼稚園を利用している場合は、原則、一時預かりは利用できません。**
- ◆ 利用を希望する際は、申し込み前に希望する保育施設にお問合せください（受入状況により利用できないことがあります）。一時預かりの利用可能期間は下表のとおりです。

【事由と利用可能期間】

保育が困難な理由・内容	利用可能期間
保護者の就労・就学・職業訓練	週3日まで（最長6か月）
保護者の出産・傷病・入院・看護・介護・冠婚葬祭	原則、1か月まで
リフレッシュ利用	月3回まで

【実施園】（令和8年8月時点）※最新情報は、市ホームページ「一時預かり事業のご案内」をご覧ください。

①栄保育園（1歳～）②まきば保育園（利用する年度の4月1日時点で1歳～）③まきば第二保育園（利用する年度の4月1日時点で1歳～）④光保育園（2か月～）⑤山びこ保育園（2か月～）⑥すぎのこ保育園（8か月～）⑦すこやか保育園（8か月～）⑧光第二保育園（2か月～）⑨みき保育園（8か月～）⑩白梅第二保育園（8か月～）⑪けやきの森保育園栗原園（利用する年度の4月1日時点で1歳～）⑫キッド・ステイ新座保育園（3か月～）⑬野火止保育園（8か月～）

【利用料】1日利用／2,000円程度 半日利用／1,000円程度

【利用時間】月曜日から金曜日まで／午前8時30分から午後4時30分まで

土曜日／午前8時30分から正午まで

【申し込み及び問合せ先】各保育施設

※利用料及び利用時間については、保育施設により異なります。職員体制により休止している場合がございます。詳しくはご希望の施設へご確認ください。

(一時預かり事業のご案内)



家庭保育室（認可外保育施設）

- ◆ 家庭的雰囲気の中で、保育を必要とするお子さんの保育を行います。
- ◆ 保育料等は施設へ直接お問い合わせください。

【申し込み及び問合せ先】

（認可外保育施設及び
家庭保育室等について）



施設名	住所	定員	保育年齢	保育時間	延長	一時	休日	保育料	電話番号
ミルキッズ家庭保育室	野火止5-6-24	6名	0～2歳児	8:30～ 16:30	○	×	×	60,000円	048-478-9513

一時預かりや認可外保育施設等の利用料の無償化

次の2つの要件を満たす場合に申請すると保育料が無償化されます。

- 【要件】①「認可保育所、認定こども園、小規模保育施設等に在籍していないこと
②保育の必要性があり、子育てのための施設等利用給付認定を受けていること

【提出書類】

- (1) 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書 **DL可**【市指定の様式】
- (2) 保育を必要とする事由に応じた書類（保護者全員） **DL可**【市指定の様式】
- (3) 市区町村民税課税（非課税）証明書（保護者全員）

※令和8年1月1日以前から新座市に住民登録があり、保護者の住民税が新座市で賦課・決定されている場合、(3)は不要です。

（幼児教育・保育の無償化に
ついて）



病後児保育

【対象】小学3年生までの保育を必要とするお子さんで病気の回復期であるため集団保育が困難な方。

【利用料】1日利用／2,000円

【申し込み及び問合せ先】すこやか保育園（8か月～）

（病後児保育のご案内）



ファミリー・サポート・センター

- ◆ 保育園までの送迎や保育時間後の預かり保育等、援助をしてほしい方（利用会員）と育児援助を提供できる方（協力会員）で、相互援助活動を行う会員組織です。
- ◆ 【問合せ先】 こども支援課ファミリー・サポート・センター（TEL：048-424-8277）

緊急サポート事業

- ◆ 0歳から小学6年生までの児童の病児・病後児の預かり、緊急時の預かり、宿泊を伴う預かり等の援助を希望する利用会員とその援助を行うサポート会員の会員同士の間で行う子育ての相互援助活動です。

ご利用には会員登録が必要です。会員登録及びサポートのコーディネートは緊急サポートセンター埼玉が行います。詳しくは、[緊急サポートセンター埼玉のホームページ](https://niiza.janken-pon.net/)をご覧ください。

- ◆ 【問合せ先】 緊急サポートセンター埼玉（TEL：048-297-2903） <https://niiza.janken-pon.net/>
（受付時間は午前7時から午後8時まで。土曜日・日曜日・祝日もご利用いただけます。年末年始は休み）

休日保育

※令和5年4月から一時休止しています。

（休日保育のご案内）



こども誰でも通園制度

◆こども誰でも通園制度は、保護者の就労状況の有無や理由にかかわらず、2歳までのこどもを幼稚園や保育所等に預けることができる新たな制度です。保育の専門職がいる環境で家庭とは異なる体験や、同世代のこどもと関わる機会が得られます。こどもが慣れるまで親子通園もできます。

◆【利用対象】利用日時点において次のすべての事項に該当するこどもが対象となります。

- ・0歳6か月から満3歳未満であること（※3歳の誕生日の前々日まで利用可能）
- ・保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業所、企業主導型保育施設に通園していないこと
- ・新座市に住民登録があること

◆【実施園】（令和8年8月時点）※最新情報は、市ホームページ「令和8年度新座市こども誰でも通園制度」をご覧ください。

- ①山びこ保育園（0～2歳児）②野火止保育園（1～2歳児）③まなびぐら保育園（2歳児）
④保育園元気キッズ新座池田園（0～2歳児）⑤保育園元気キッズ新座栗原園（0～2歳児）
⑥認定こども園第二新座幼稚園（2歳児）⑦志木駅前そらいろ保育園（1～2歳児）
⑧にいぎ馬場保育園（0～2歳児）⑨ル・アンジェ新座志木保育園（0～2歳児）⑩第一新座幼稚園（1～2歳児）
⑪わかのび幼稚園（2歳児）⑫明彩幼稚園（2歳児）⑬なみきの幼稚園（1～2歳児）

◆【利用料】こども一人1時間あたり300円程度（別途、おやつ代等実費負担あり）

◆【利用可能時間】こども一人につき月10時間まで

◆【利用方式】

定期利用	利用する施設、曜日や時間帯を固定し、定期的に利用する方法 （同じ施設をご利用ください）
柔軟利用	利用する施設、曜日や時間帯を固定せず、柔軟に利用する方法 （複数施設を利用できます）

◆【利用の流れ】

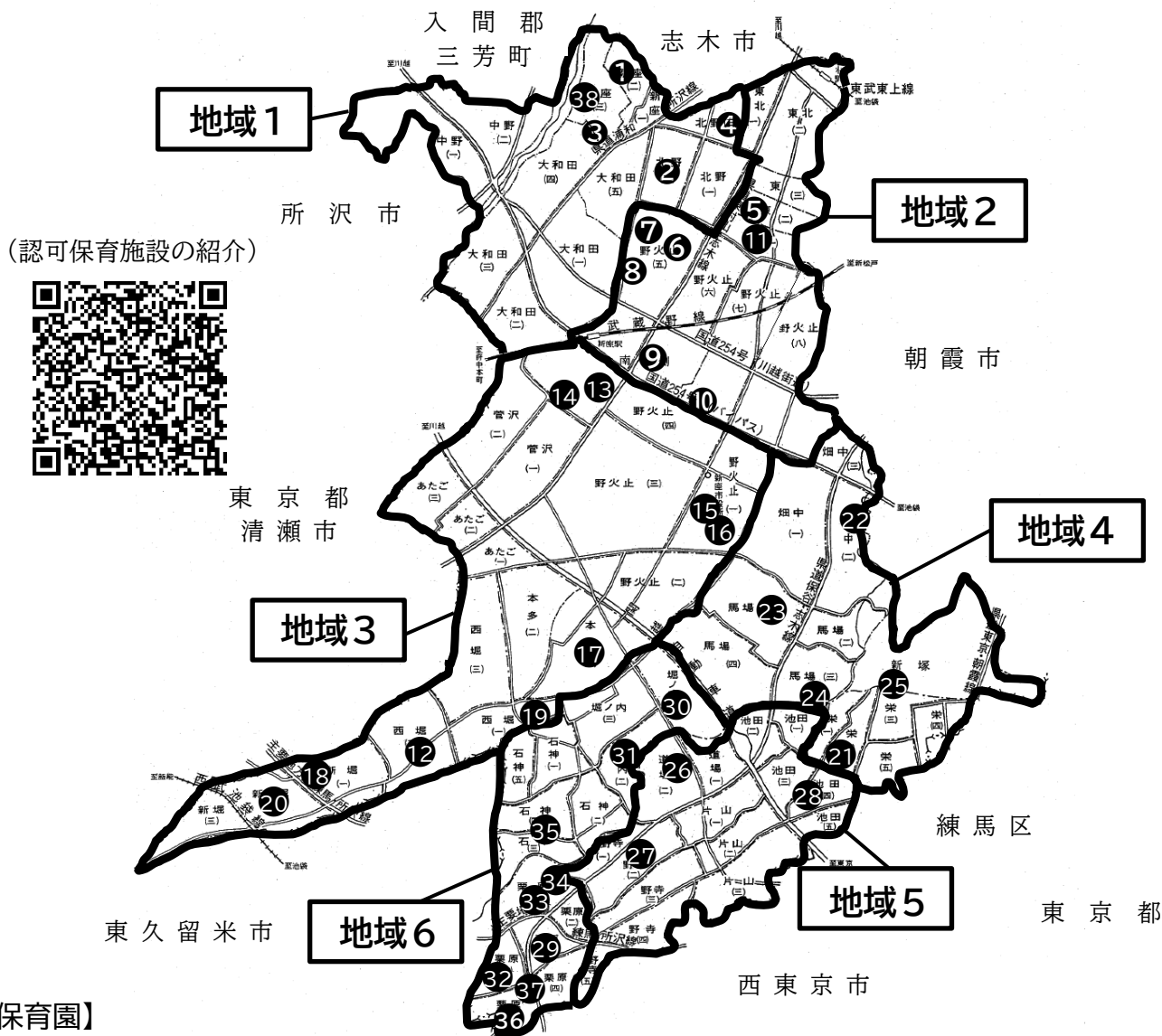
- (1) 新座市に利用認定申請をする（市外の方はお住まいの自治体へ）。
- (2) 利用対象児童であるか確認後、認定証と国の「こども誰でも通園制度総合支援システム」の利用アカウントを発行される
- (3) 「こども誰でも通園制度総合支援システム」にこどもの情報を登録する。
- (4) 初回の利用に当たって、「こども誰でも通園制度総合支援システム」から利用希望施設に面談の予約を行う。
- (5) 「こども誰でも通園制度総合支援システム」にログインして、利用希望施設に利用予約を行う。
- (6) 当日登降園の際に、施設が掲示するQRコードを利用者のスマートフォンで読み込みをして、登降園の時間の登録をする。

◆詳しくは、市ホームページ「新座市こども誰でも通園制度」をご覧ください。

（新座市こども
誰でも通園制度）



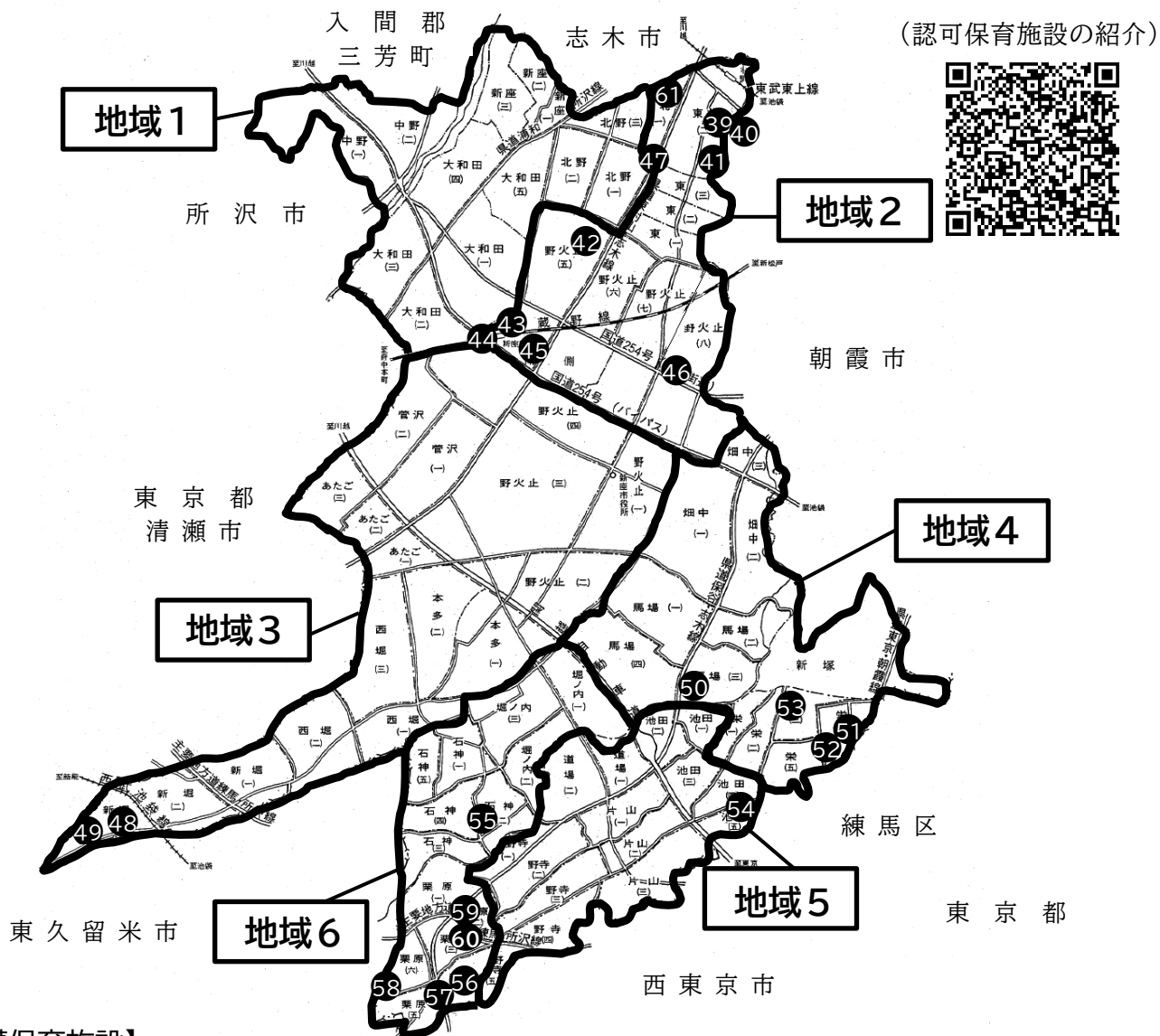
市内の保育園・認定こども園の配置図



【保育園】

地域	No.	施設名	月齢	地域	No.	施設名	月齢
1	1	新座保育園（公立）	6か月～	4	21	栄保育園（公立）	2か月～
	2	北野保育園（公立）	6か月～		22	新座どろんこ保育園	2か月～
	3	山びこ保育園	2か月～		23	まきば第二保育園	8か月～
	4	北野の森保育園	2か月～		24	妙音沢もみじ保育園	2か月～
2	5	第一保育園（公立）	6か月～	5	25	竹の子保育園	6か月～
	6	すぎのこ保育園	8か月～		26	みき保育園	8か月～
	7	ふえありーている保育園	6か月～		27	横田保育園	8か月～
	8	みどりの丘の保育園	6か月～		28	保育園元気キッズ新座池田園	6か月～
	9	音羽の森新座保育園	1歳児クラス～		29	第二保育園（公立）	6か月～
	10	白梅第二保育園	8か月～		30	まきば保育園	8か月～
	11	まなびぐら新座保育園	2か月～		31	かりやなかよし保育園	4か月～
3	12	西堀保育園（公立）	6か月～	6	32	栗原保育園	8か月～
	13	野火止保育園	8か月～		33	けやきの森保育園栗原園	57日目～
	14	すこやか保育園	2か月～		34	けやきの森保育園栗原第二	57日目～
	15	白梅保育園	8か月～		35	まこと保育園	6か月～
	16	キッド・ステイ新座保育園	3か月～		36	はなこマロン保育園	1歳児クラス～
	17	アヤ保育園	2か月～		37	元気キッズ新座栗原園	1歳児クラス～
	18	光保育園	2か月～	【認定こども園】			
	19	光第二保育園	2か月～	地域	No.	施設名	月齢
	20	新堀保育園	3か月～	1	38	認定こども園 第二新座幼稚園	8か月～

市内の小規模保育施設の配置図



【小規模保育施設】

地域	No.	施設名	月齢	地域	No.	施設名	月齢
2	39	ラポール	6か月～	4	50	にいざ馬場保育園	4か月～
	40	ラポール第2	6か月～		51	元気キッズ新座栄園	6か月～
	41	志木駅前そらいろ保育園	2か月～		52	保育室クローバー	2か月～
	42	こどもの森志木ルーム	2か月～		53	すくすく新座栄園	6か月～
	43	新座駅前みさと保育園	3か月～	5	54	さつき新座保育園	3か月～
	44	さつき新座第二保育園	2か月～		55	ふたば保育ルーム	2か月～
	45	元気キッズ新座園	6か月～		56	オリーブの木保育ルーム	6か月～
	46	保育ルームフェリーチェ新座園	3か月～		57	ぽっぽ保育園	2か月～
	47	ル・アンジェ新座志木保育園	2か月～		58	あそびの保育園	6か月～
	61	ラポール第3	開設予定		59	ラポール栗原園	6か月～
3	48	ちゅうりっぷ園新堀	2か月～		60	ラポール栗原第2園	6か月～
	49	元気キッズ新座新堀園	6か月～				

■新座市内の保育園等一覧

【保育園】

	保育施設名	定員	保育年齢	住 所	開園時間		0歳児クラスの利用可能時間
				電 話	平日	土曜	
1	新座保育園（公立）	120	6か月～	新座2-14-60 048-477-4627	7:00～19:00	7:00～19:00	同左
2	北野保育園（公立）	120	6か月～	北野2-9-15 048-477-0039	7:00～19:00	7:00～19:00	同左
3	山びこ保育園	102	2か月～	大和田4-18-53 048-481-5095	7:00～20:00	7:00～19:00	平日：満1歳未満 8:30～16:30 満1歳以上 7:00～18:00 土曜：利用不可
4	北野の森保育園	90	2か月～	北野3-8-27 048-487-4095	7:00～20:00	7:00～19:00	平日：満1歳未満 8:30～16:30 満1歳以上 7:00～18:00 土曜：利用不可
5	第一保育園（公立）	100	6か月～	東2-4-3 048-478-4928	7:00～19:00	7:00～19:00	同左
6	すぎのこ保育園	122	8か月～	野火止5-18-21 048-202-6880	7:00～19:00	7:00～19:00	同左
7	ふえありーている保育園	66	6か月～	野火止5-29-33 048-483-1166	7:00～19:00	7:30～18:00	平日：8:30～18:00 土曜：利用不可
8	みどりの丘の保育園	73	6か月～	野火止5-11-40 048-481-5757	7:00～19:00	7:30～18:00	平日：8:30～18:00 土曜：利用不可
9	音羽の森新座保育園	27	1歳児クラス～	野火止6-3-30 1F 048-497-1086	7:00～19:00	7:30～18:30	—
10	白梅第二保育園	72	8か月～	野火止7-3-29 048-423-5021	7:00～19:00	7:30～16:30	同左
11	まなびぐら新座保育園	89	2か月～	東1-12-4 048-423-8450	7:00～19:00	7:30～18:30	平日：7:00～18:00 土曜：7:30～18:00
12	西堀保育園（公立）	100	6か月～	西堀2-18-3 042-492-3111	7:00～19:00	7:00～19:00	同左
13	野火止保育園	75	8か月～	野火止4-9-11 048-487-7826	7:00～19:00	7:00～19:00	平日、土曜：満1歳未満 7:00～17:30 満1歳以上 同左
14	すこやか保育園	90	2か月～	野火止4-14-12 048-480-5570	7:00～19:00	8:30～17:30	平日：8:30～18:00 土曜：利用不可
15	白梅保育園	60	8か月～	野火止1-23-40 048-478-5343	7:00～19:00	7:30～16:30	同左 (土曜は離乳食完了後から利用可)
16	キッド・ステイ新座保育園	120	3か月～	野火止1-19-15 048-483-7337	7:00～20:30	7:15～18:00	平日、土曜：8:30～17:00
17	アヤ保育園	100	2か月～	本多1-9-37 048-477-5721	7:00～19:00	8:30～17:30	平日：8:30～18:00 土曜：利用不可
18	光保育園	90	2か月～	新堀1-17-6 042-497-8167	7:00～19:00	7:00～18:00	同左
19	光第二保育園	90	2か月～	西堀1-3-15 048-480-3366	7:00～19:00	7:00～18:00	平日：7:30～19:00 土曜：7:30～18:00
20	新堀保育園	60	3か月～	新堀2-11-2 042-497-7175	7:00～19:00	8:30～17:30	平日：8:30～18:00 土曜：利用不可
21	栄保育園（公立）	120	2か月～	栄2-8-17 048-477-4626	7:00～19:00	7:00～19:00	平日：6か月未満 8:30～16:30 6か月以上 7:00～19:00 土曜：6か月未満 利用不可 6か月以上 7:00～19:00
22	新座どろんこ保育園	69	2か月～	畑中2-17-34 048-480-3133	7:00～20:00	7:00～20:00	同左
23	まきば第二保育園	60	8か月～	馬場1-2-8 048-479-6070	7:00～19:00	7:30～16:30	平日：満1歳未満 8:30～16:30 満1歳以上 7:00～19:00 土曜：満1歳未満 8:30～12:30 満1歳以上 7:30～16:30
24	妙音沢もみじ保育園	60	2か月～	馬場3-8-20 048-486-9673	7:00～19:00	7:30～18:00	平日：7:00～18:00 土曜：利用不可
25	竹の子保育園	60	6か月～	栄3-4-5 048-423-4653	7:00～19:00	7:30～18:00	平日：7:00～18:00 土曜：7:30～17:00
26	みき保育園	60	8か月～	道場2-9-19 048-480-3622	7:00～19:00	7:30～18:00	平日：8:30～18:00 土曜：利用不可
27	横田保育園	90	8か月～	野寺2-5-46 048-478-1369	7:00～19:00	7:30～16:30	平日：8:30～17:00 土曜：8:30～12:00
28	保育園元気キッズ新座池田園	100	6か月～	池田4-8-37 048-423-9515	7:00～19:00	7:00～19:00	同左
29	第二保育園（公立）	110	6か月～	栗原3-7-40 042-422-3803	7:00～19:00	7:00～19:00	同左
30	まきば保育園	50	8か月～	堀ノ内1-2-30 048-477-3060	7:00～19:00	8:30～16:30	平日：満1歳未満 8:30～16:30 満1歳以上 7:00～19:00 土曜：満1歳未満 8:30～12:30 満1歳以上 8:30～16:30
31	かりや なかよし保育園	50	4か月～	堀ノ内2-1-40 048-480-0101	7:00～19:00	7:30～18:00	平日：満1歳未満 8:30～17:30 満1歳以上 7:00～18:00 土曜：満1歳未満 利用不可 満1歳以上 利用可 ※土曜利用の可否は園に要相談
32	栗原保育園	90	8か月～	栗原6-7-13 042-425-6713	7:00～19:00	7:00～19:00	同左 (入所後1、2か月は制限あり)
33	けやきの森保育園栗原園	70	生後57日目～	栗原1-6-4 042-471-5652	7:30～19:30	7:30～18:30	平日、土曜：2か月未満 8:30～18:30 2か月以上 同左
34	けやきの森保育園栗原第二	70	生後57日目～	栗原1-2-22 042-471-5566	7:30～19:30	7:30～18:30	平日、土曜：2か月未満 8:30～18:30 2か月以上 同左
35	まこと保育園	78	6か月～	石神4-5-18 042-470-3577	7:00～19:00	7:00～18:00	平日、土曜：8:30～16:30

	保育施設名	定員	保育年齢	住 所	開園時間		0歳児クラスの利用可能時間
				電 話	平日	土曜	
36	はなにこマロン保育園	30	1歳児クラス～	栗原5-12-19 042-439-3502	7:00～19:00	8:00～19:00	—
37	元気キッズ新座栗原園	58	1歳児クラス～	栗原5-7-25 042-439-6571	7:00～19:00	7:00～19:00	—

【認定こども園 保育利用】

	保育施設名	定員	保育年齢	住 所	開園時間		0歳児クラスの利用可能時間
				電 話	平日	土曜	
38	第二新座幼稚園	108	8か月～	新座3-4-12 048-477-1010	7:30～18:30	7:30～18:30	同左

【小規模保育施設】 ※小規模保育施設は2歳児クラスまでとなります。

	保育施設名	定員	保育年齢	住 所	開園時間		0歳児クラスの利用可能時間
				電 話	平日	土曜	
39	ラポール	19	6か月～	東北2-31-7 2F 048-423-9377	7:30～19:00	7:30～18:30	平日、土曜：7:30～18:30
40	ラポール第2	19	6か月～	東北2-31-7 1F 048-423-9377	7:30～19:00	7:30～18:30	平日、土曜：7:30～18:30
41	志木駅前そらいろ保育園	19	2か月～	東北2-26-16 1F 048-424-3969	7:30～18:30	7:30～18:30	同左
42	こどもの森志木ルーム	16	2か月～	野火止5-17-21 048-482-2224	7:30～19:30	7:30～19:30	同左
43	新座駅前みさと保育園	19	3か月～	野火止5-4-16 048-424-5862	7:00～19:00	7:00～19:00	平日、土曜：7:00～18:00
44	さつき新座第二保育園	19	2か月～	野火止5-3-11 048-483-2345	7:30～18:30	7:30～18:00	平日：満1歳未満 7:30～18:00 満1歳以上 7:30～18:30 土曜：満1歳未満 利用不可 満1歳以上 7:30～18:00
45	元気キッズ新座園	16	6か月～	野火止5-1-19 2F 048-483-2828	7:00～19:00	7:00～19:00	同左
46	保育ルームフェリーチェ新座園	19	3か月～	野火止8-15-17 1F 048-479-1800	7:30～19:30	7:30～18:30	同左
47	ル・アンジェ新座志木保育園	12	2か月～	東北1-6-14 048-423-2630	7:30～19:30	7:30～18:30	平日：7:30～18:30 土曜：同左
48	ちゅうりつ公園新堀	12	2か月～	新堀3-11-44 042-494-7588	7:00～19:00	7:00～18:00	同左
49	元気キッズ新座新堀園	19	6か月～	新堀3-11-44 042-494-6261	7:00～19:00	7:00～19:00	平日：7:30～19:00 土曜：7:30～18:00
50	にいざ馬場保育園	11	4か月～	馬場3-11-13-102 048-483-4972	7:00～19:00	7:00～19:00	平日、土曜：7:00～18:30
51	元気キッズ新座栄園	19	6か月～	栄4-6-3 2F 048-479-1337	7:00～19:00	7:00～19:00	同左
52	保育室クローバー	8	2か月～	栄2-10-30 048-483-2255	7:30～18:30	なし	同左
53	すくすく新座栄園	15	6か月～	栄3-13-1 048-423-3616	7:00～19:00	8:00～18:00	平日：8:30～18:00 土曜：利用不可
54	さつき新座保育園	7	3か月～	池田4-1-10 048-483-1890	7:30～18:30	なし	同左
55	ふたば保育ルーム	6	2か月～	石神2-2-20-5 048-201-7875	7:00～20:00	8:30～17:00	平日：8:00～16:30 土曜：利用不可
56	オリーブの木保育ルーム	12	6か月～	栗原4-10-21 042-439-8586	7:30～18:30	7:30～18:30	同左
57	ぼっぼ保育園	12	2か月～	栗原5-2-6 042-445-0736	7:00～19:00	8:00～18:00	平日：8:00～18:30 土曜：同左
58	あそびの保育園	12	6か月～	栗原5-15-36 042-455-2043	7:00～19:00	7:30～18:30	平日、土曜：7:45～18:15
59	ラポール栗原園	15	6か月～	栗原2-3-35 2F 042-420-1185	7:30～19:00	7:30～18:30	平日、土曜：7:30～18:30
60	ラポール栗原第2園	15	6か月～	栗原2-3-35 2F 042-470-3136	7:30～19:00	7:30～18:30	平日、土曜：7:30～18:30
61	ラポール第3			東北1-6-1 2F			令和8年度中開設予定です

○土曜日の共同保育について

下記施設については、土曜日に1か所の保育所等で共同保育を実施しています。

詳細については、対象の保育所等にお問い合わせください。

- ・元気キッズ新座園、元気キッズ新座新堀園、元気キッズ新座栄園、元気キッズ新座栗原園
⇒保育園元気キッズ新座池田園で共同保育を実施
- ・ラポール栗原第2園 ⇒ラポール栗原園で共同保育を実施

令和9年度保育施設入所選考基準表

○基礎指数

分類	保育の必要性の事由 (保護者の状況)		細目		基準点数		実施期間	
					母親	父親		
1	就労 (月当たり52時間以上かつ12日以上)	居宅外の就労 居宅内の就労 居宅外の自営 居宅内の自営 (自営中心者)	月当たり160時間以上の就労を常態		30	30	最長就学前まで	
			月当たり140時間以上160時間未満の就労を常態		29	29		
			月当たり128時間以上140時間未満の就労を常態		28	28		
			月当たり120時間以上128時間未満の就労を常態		27	27		
			月当たり112時間以上120時間未満の就労を常態		26	26		
			月当たり96時間以上112時間未満の就労を常態		25	25		
			月当たり80時間以上96時間未満の就労を常態		24	24		
			月当たり64時間以上80時間未満の就労を常態		23	23		
			月当たり52時間以上64時間未満の就労を常態		22	22		
		居宅内の自営 (自営協力者)	月当たり160時間以上の就労を常態		28	28	最長就学前まで	
			月当たり140時間以上160時間未満の就労を常態		27	27		
			月当たり128時間以上140時間未満の就労を常態		26	26		
			月当たり120時間以上128時間未満の就労を常態		25	25		
			月当たり112時間以上120時間未満の就労を常態		24	24		
			月当たり96時間以上112時間未満の就労を常態		23	23		
			月当たり80時間以上96時間未満の就労を常態		22	22		
			月当たり64時間以上80時間未満の就労を常態		21	21		
			月当たり52時間以上64時間未満の就労を常態		20	20		
		就労内定	月当たり160時間以上の就労を常態		24	24	最長就学前まで	
			月当たり140時間以上160時間未満の就労を常態		23	23		
			月当たり128時間以上140時間未満の就労を常態		22	22		
			月当たり120時間以上128時間未満の就労を常態		21	21		
			月当たり112時間以上120時間未満の就労を常態		20	20		
			月当たり96時間以上112時間未満の就労を常態		19	19		
			月当たり80時間以上96時間未満の就労を常態		18	18		
			月当たり64時間以上80時間未満の就労を常態		17	17		
			月当たり52時間以上64時間未満の就労を常態		16	16		
		内職	月当たり80時間以上の就労を常態		14	14	最長就学前まで	
			月当たり52時間以上80時間未満の就労を常態		12	12		
2	妊娠・出産		出産月の前後2ヶ月の5ヶ月で休養を要するために保育できない場合		24	—	5か月以内	
3	保護者の 疾病・障がい	疾病	1ヶ月以上の長期入院 (予定も含む)		30	30	最長就学前まで	
			児童の保育が不可能な状況		30	30		
			児童の保育が困難な状況		26	26		
			児童の保育が部分的に困難な状況		22	22		
		障がい	身体障害者手帳1～2級、療育手帳(A)、A、精神障害者保健福祉手帳1級所持者		30	30		
			身体障害者手帳3級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2級所持者		26	26		
			身体障害者手帳4級、療育手帳C、精神障害者保健福祉手帳3級所持者		22	22		
			身体障害者手帳5級以下所持者で、児童の保育が困難な者		18	18		
4	同居親族等の介護・看護		居宅介護、訪問介護並びに通所、入院付き添い		分類1 (居宅外) に準ずる		最長就学前まで	
5	求職活動	分類1、分類4及び 分類6のうち、基準を満たさないもの	求職活動を継続		10	10	3か月	
			月当たり52時間以上かつ12日以上の 就労をしていない場合	居宅内外の就労		14		14
				居宅外の自営				
				居宅内の自営 (自営中心者)				
				居宅内の自営 (自営協力者)				
				居宅内の就労 (内職等)				
			就労内定 (内職等は除く)		12	12		
			同居親族等の介護・看護		分類4の基礎指数に該当しない介護・看護	14		14
就学・職業訓練		分類6の基礎指数に該当しない就学・職業訓練	10	10				
6	就学・職業訓練	既に就学・就業訓練を常態		分類1 (居宅外) 就労に準ずる		最長就学前まで		
		就学・職業訓練が内定している場合		分類1 (就労内定) に準ずる				
		通信教育の就学を常態		分類1 (内職) に準ずる				
7	災害復旧	火災等による家屋の損傷、その他災害復旧のため、保育にあたることができない場合		30	30	最長就学前まで		
8	虐待やDV	保育が必要な状態にあると認める場合		30	30			
9	その他市長が認める場合	両親不在	死別、離別、行方不明等	30	30			
		上記以外で明らかに保育が必要な状態にあると認める場合		分類1 に準ずる				

※ 入所申込締切日までに必要とする書類が提出されない場合、求職活動に準ずる。

○調整指数

調 整 事 由	細 目	調整点
家庭状況	同居の65歳未満の祖父母がおり、かつ、祖父母の就労証明書等の提出がない場合	-1
	母子世帯・父子世帯またはこれに準ずる世帯	18
	母子世帯・父子世帯またはこれに準ずる世帯（祖父母同居）	13
	生活保護法適用世帯(就労により自立支援につながる場合)	10
	申請児童の保護者が就労しており、かつ、身体・精神障がい者手帳又は療育手帳を所持している場合（身体4級以上、精神3級以上、療育C以上）	1
	同居の家族（申請児童及び保護者除く）が身体・精神障がい者手帳又は療育手帳を所持している場合（身体4級以上、精神3級以上、療育C以上）	1
	父または母が単身赴任中の場合	1
	保育料（放課後児童保育室は除く）を3ヶ月以上滞納している	-5
児童の 保育状態	産後休業・育児休業期間明け（就業規則上の規定がある場合のみ。転園を除く）	4
	認可保育施設の一時保育又は認可外保育施設等に有償で、週3日預けている（一時保育と認可外保育施設等の利用日数の合算は可能※1）	2
	認可保育施設の一時保育又は認可外保育施設等に有償で、週4日以上預けている（一時保育と認可外保育施設等の利用日数の合算は可能※1）	4
	認可外保育施設等（事業所内保育事業（従業員枠）を含む）に有償で、週4日以上を利用を6ヶ月以上継続しており、かつ、入所希望月以降利用不可の場合	6
	認可外保育施設等（事業所内保育事業（従業員枠）を含む）に有償で、週4日以上を利用を6か月以上継続しており、今年度末で卒園する児童で、かつ、これまでに認可保育施設の申請をしていて保留となっている場合（育児休業延長を許容できる旨の申立書を提出しているものを除く）	60
	地域型保育事業所（事業所内保育事業所の従業員枠を除く）及び2歳児クラスまでしか受入れのない保育所を卒園する場合 ※2	60
	他市への委託継続不可（「他自治体規程により継続不可かつ保育施設利用申込確認票」の必要事項に記入がある場合）	5
その他の 特別な事情	多子加算（世帯中の就学前児童の数が2人⇒申請児童全員に3点 ※保育施設在園かどうかは問わない）	3
	多子加算（世帯中の就学前児童の数が3人以上⇒申請児童全員に4点 ※保育施設在園かどうかは問わない）	4
	多胎児加算(当該児童の同時申請に限る。転園は除く。)	1
	申請児童が身体・精神障がい者手帳又は療育手帳を所持している場合（身体4級以上、精神3級以上、療育C以上）	2
	申請児童が医療的ケア児の実施可否判定通知書を所持している場合（手帳所持者の調整点との合算はしない）	2
	保護者が市内認可保育施設の保育士として、月20日以上1日6時間以上の就労（内定含む）をしており、1年以上の就労継続に同意（転園を除く）※3	50
	保護者が市内認可保育施設の保育士として、月20日未満1日6時間未満の就労（内定含む）をしており、1年以上の就労継続に同意（転園を除く）※3	25
	保育施設の入所内定を辞退（内定辞退した月の属する年度内において有効）（5月入所から適用）	-7
	入所した当該年度内の転園希望（希望園に世帯中の他の児童が在園している場合を除く）	-5
	市外在住で、父母いずれの勤務地も市外の方（入所月までに転入する方を除く）	-10
	児童相談所からの児童福祉法に規定する通知の提出があり、保育が必要と判断した場合	3
	育児休業延長を許容できる旨の申立書により、指数を減算して選考することに同意している場合	-200
	緊急に保育の必要性があると市長が認める場合	状況確認して考慮

- ※「家庭状況」及び「児童の保育状態」の項目内で、複数該当する場合、最も高い点数の1項目のみ加点とする（減点は除く）。
- ※1 認可外保育施設〈家庭保育室及び企業主導型保育施設除く〉を利用している場合でも、一時預かりは利用可。利用予定の証明でも可。
- ※2 地域型保育事業とは小規模保育施設、家庭的保育施設、事業所内保育施設（地域枠）、居宅訪問型保育を指す。事業所内保育施設の従業員枠は利用調整を行っていないため60点加点の対象外。
- ※3 保育士就労継続同意書の提出を要する。認可保育施設とは、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所をいう。令和9年度までの調整指数として実施予定。公立保育園の正規職員は対象外とする。

令和9年度利用調整 保育指数算定表

	基礎指数		調整指数			合計 （保育指数）
	父	母	家庭状況	児童の 保育状態	その他の 特別な事情	
当初						
／						
／						

同一指数の場合の判定基準

優先順位	項目
1	保育指数のうち、調整指数を除いた基礎指数の高い世帯
2	保育施設の希望順位が高い児童 第1希望>第2希望>第3希望>第4希望>第5希望以降順に優先する
3	兄弟姉妹が現に利用している保育施設と同一の保育施設への入所を希望する児童
4	滞納（保育料）の無い世帯
5	令和8年度の保護者の市区町村民税所得割額（住宅ローン控除、寄付金控除を除く）の合計額が低い世帯 ※同額の場合、収入の低い世帯を優先することとする。

※市外からの申請者（利用開始日までに転入する予定のものを除く）については、市内の申請者を優先に選考し、年度当初から当分の間、年齢ごとに、各年齢の定員数を2名残す範囲で利用調整の上、受け入れる。